
**南伊豆町
公共施設等総合管理計画**

令和4年3月改訂

目 次

第1章 計画の目的等	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画期間	1
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 公共施設等の範囲	3
第5節 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策	4
第2章 南伊豆町の公共施設等の現状	5
第1節 公共施設	5
1 学校教育施設	5
2 公営住宅	6
3 社会教育系施設	6
4 スポーツ・レクリエーション系施設	6
5 子育て支援施設	7
6 保健・福祉施設	7
7 町民文化系施設	8
8 行政系施設	8
9 公園	9
10 処理施設	9
11 上水道施設（簡易水道施設を含む）	10
12 その他	11
第2節 道路・橋りょう	12
第3節 上水道（簡易水道含む）	13
第4節 下水道	14
第5節 その他の工作物	14
1 漁港	14
2 漁業集落排水施設	15
3 トンネル	15
4 農道・林道	15
5 防災無線	16
6 防火水槽	17
7 その他	17
第6節 総括	18

第3章 南伊豆町の財政の現状	22
第1節 歳入の推移	22
第2節 歳出の推移	23
第4章 総合管理の方向	24
第1節 公共施設等の現状と課題	24
1 老朽化対策	24
2 人口減少対策	24
3 財源の確保	25
第2節 更新に係る経費の見込み	26
1 公共施設	27
2 主要インフラ（道路・橋りょう・上水道（簡易水道含む）・下水道）	29
3 その他のインフラ等（漁港・漁業集落排水施設・農道・林道・防火水槽・防災無線・トンネル）	32
4 施設の長寿命化とコストの縮減および平準化（公共施設）	35
5 総括	36
第3節 基本方針	37
1 選択と集中による住民の福祉の維持・向上と活力あるまちづくりを推進	37
2 長寿命化により更新費用の縮減を目指す	37
3 人口減少・少子高齢化時代に応じた施設整備	37
4 防災・減災対策と連携した公共施設等の整備を目指す	38
5 財源の確保と計画的な更新を目指す	38
第4節 維持管理の基本方針	39
1 点検・診断等の適正な実施	39
2 維持管理・運営・修繕の適正な実施	39
3 安全の確保	39
4 耐震化の推進	40
5 ユニバーサルデザイン化の推進	40
6 長寿命化・予防保全型維持管理の推進	40
7 更新及び統合や廃止の検討	40
第5章 施設類型ごとの基本方針	41
第1節 公共施設	41
1 学校教育施設	41
2 公営住宅	41
3 社会教育系施設	41
4 スポーツ・レクリエーション系施設	41
5 子育て支援施設	42
6 保健・福祉施設	42
7 町民文化系施設	42
8 行政系施設	42

9	公園.....	42
10	処理施設.....	43
11	上水道施設（簡易水道含む）.....	43
12	その他.....	43
第2節	道路・橋りょう.....	43
第3節	上水道（簡易水道含む）.....	43
第4節	下水道.....	44
第5節	その他の工作物.....	44
第6章	フォローアップの方針	45
第1節	計画の進行管理.....	45
第2節	町民ニーズの把握と町民への情報提供.....	45

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

全国の地方自治体では、昭和30年代半ばからの高度経済成長期とその後の約10年間に、人口の増加と住民からの要望に対応して、学校などの教育施設、公営住宅、公民館や図書館などの公共施設及びインフラ資産である道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産である多くの公共施設等を整備してきましたが、これらの公共施設やインフラが一斉に改修・更新時期を迎えており、現在保有する公共施設等の更新等を現状規模のままで行うと、多額の更新費用が必要となり、財政運営に大きな負担となります。一方、施設等を更新せず放置すれば、安全性を確保できず利用者の安全・安心な施設利用等に大きな影響を及ぼす恐れがあり、公共施設等のあり方を含めその対応が急務となっています。

本町においても、人口減少が加速し、高齢化が進む中、長期的には公共施設等に多額の更新費用が必要になると考えられ、住民が真に必要な施設を無理なく長期的に更新・運営していく視点が重要となっています。

「南伊豆町公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を図ることを目的としています。

第2節 計画期間

計画期間は、平成29年度（2017年度）から令和28年度（2046年度）までの30年間とします。

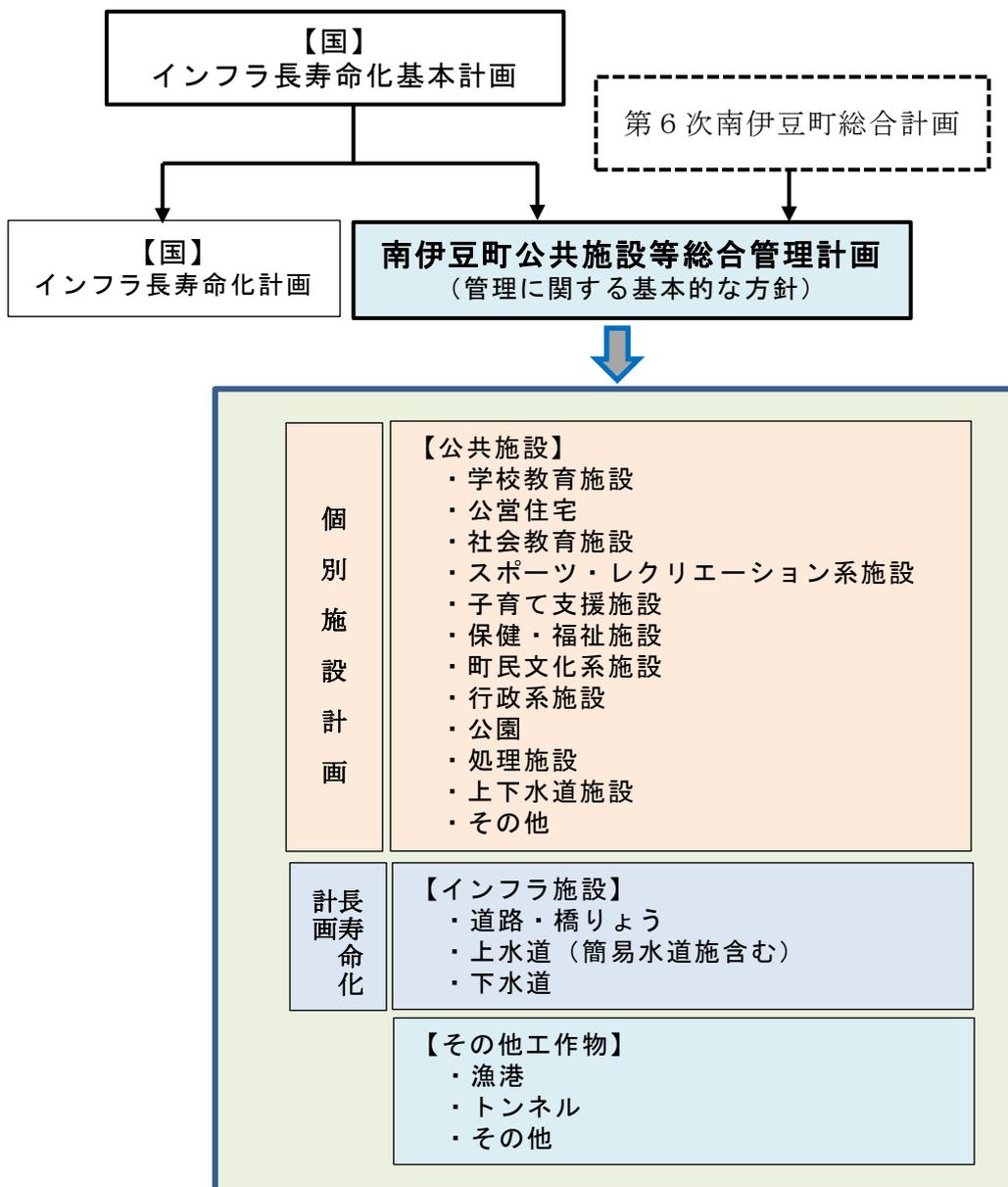
なお、将来の施設更新費用の推計は、令和3年度から令和42年度までの40年間行い、長期的な見込みを展望します。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」に基づき、施設の更新、統廃合、長寿命化及び維持管理等、今後の本町の公共施設等のあり方についての基本的な方針を示す「南伊豆町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

その計画に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂（総財務第 28 号平成 30 年 2 月 27 日）や個別施設計画（個別施設ごとの長寿命化計画含む）の内容等を反映した、公共施設等総合管理計画に改訂します。

【計画体系図】



第4節 公共施設等の範囲

本計画で対象とする「公共施設等」は、公共施設のほか、道路、橋りょう、簡易水道を含む上水道、下水道、漁港、トンネルなどのうち、町が保有する構造物¹とします。

施設分類	用途分類
公共施設	<ul style="list-style-type: none">・学校教育施設・公営住宅・社会教育施設・スポーツ・レクリエーション系施設・子育て支援施設・保健・福祉施設・町民文化系施設・行政系施設・公園・処理施設・上下水道施設・その他 12分類
インフラ施設	<ul style="list-style-type: none">・道路・橋りょう・上水道（簡易水道施含む）・下水道 3分類
その他工作物	<ul style="list-style-type: none">・漁港・トンネル・その他 7分類

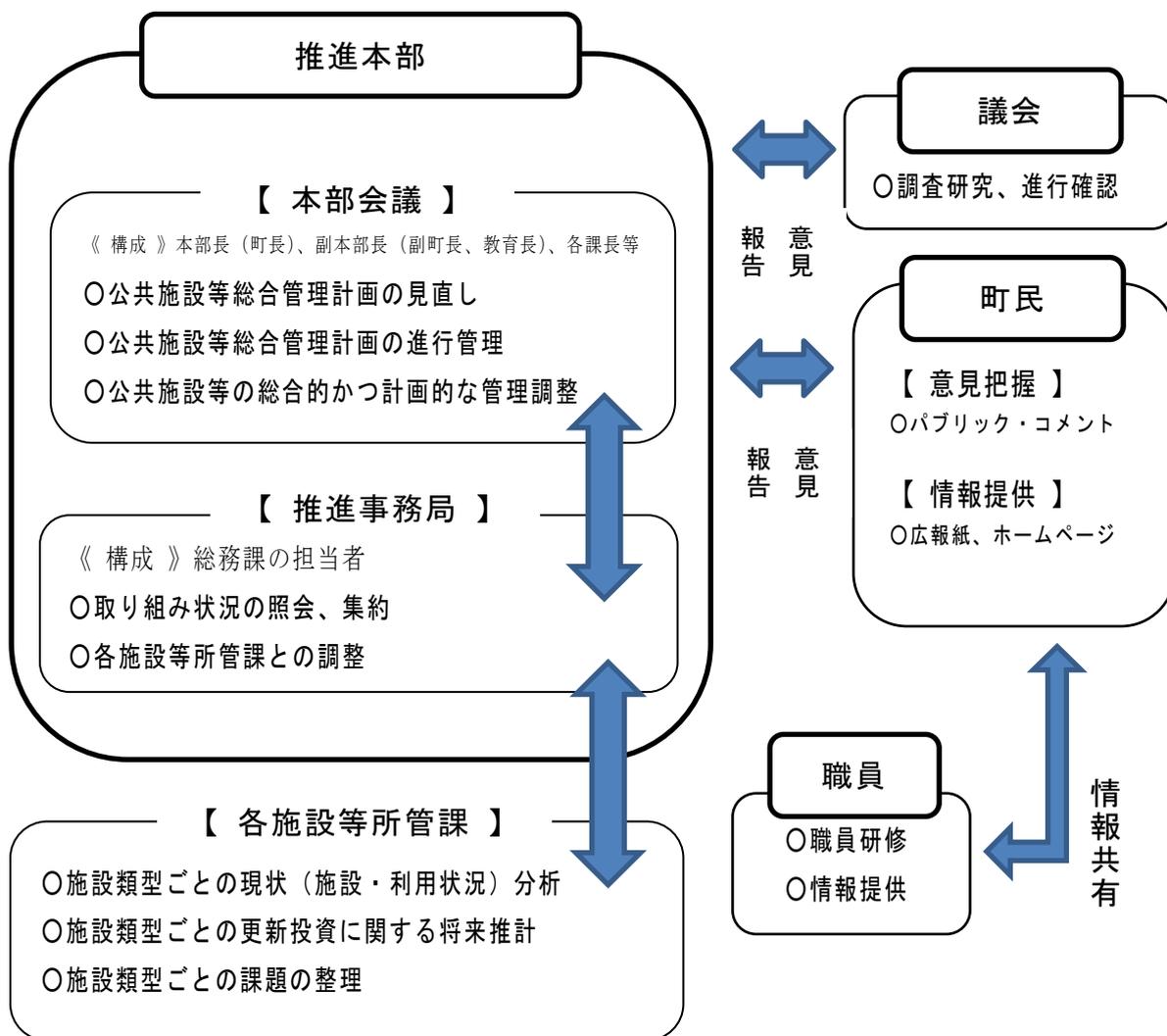
¹ 複数の材料や部材などから構成され、基礎などにより重量を支えられた構造で造作されたもの。

第5節 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画の策定、推進及び情報管理・共有に向けては、町長を本部長とし、副町長、教育長、各課長等で構成する「南伊豆町公共施設等総合管理計画推進本部」を設置し、全庁的な取り組み体制の構築を図っていきます。

推進本部は「南伊豆町公共施設等総合管理計画推進本部会議」と「南伊豆町公共施設等総合管理計画推進事務局」により構成され、本計画を推進する中心的役割を果たします。推進本部は、各施設等所管課と連携しながら、本計画に関する情報提供を行いつつ、資料収集、意見聴取を実施していきます。また、町民や議会へも、情報提供と意見聴取を図り、本計画の推進を図っていきます。

計画の取り組み体制



第2章 南伊豆町の公共施設等の現状

本町の令和2年度末現在の公共施設等の概況は以下のとおりです。

第1節 公共施設

1 学校教育施設

学校教育施設は、町立の小学校が3校、中学校が2校、給食共同調理場が3施設あります。南上小学校は、昭和56年度に建てられていますが、新耐震基準が施行された昭和56年5月31日の建築基準法改正施行日以降に建築確認を受けているため、耐震基準は満たされています。また、南上小学校給食共同調理場は、児童数の減少に伴い、給食を南中小学校給食調理場からの配送としたため、現在休止中となっています。

小学校の状況

施設名	児童数 (人)	校舎 建築年度 (年度)	校舎 延床面積 (㎡)	校舎の 構造	体育館 建築年度	体育館 延床面積 (㎡)	体育館 の構造	プール
南伊豆東小学校	116	S60	2,786.00	鉄筋コンクリート造	S60	795.00	鉄骨造	有
南中小学校	120	S58	3,215.00	鉄筋コンクリート造	S54(H21 耐 震補強済)	1,203.00	鉄骨造	無
南上小学校	52	S56, H元	1,779.00	鉄筋コンクリート造	H2	821.00	鉄骨造	無
旧三浜小学校	—	H9, 15	1,666.00	鉄筋コンクリート造	H15	663.00	鉄筋コ ンクリー ト造	無

児童数は令和3年5月1日現在のものです。

中学校の状況

施設名	生徒数 (人)	校舎 建築年度 (年度)	校舎 延床面積 (㎡)	校舎の 構造	体育館 建築年	体育館 延床面 積(㎡)	体育館の 構造	プール
南伊豆東中学校	69	H5	3,554.00	鉄骨鉄筋コンクリート造	H6	958.00	鉄筋コンク リート造 (一部木造)	無
南伊豆中学校	101	S57, H11	2,830.35	鉄骨鉄筋コンクリート造	S57	1,328.00	鉄骨造	無

生徒数は令和3年5月1日現在のものです。

給食共同調理場の状況

施設名	建築年度 (年度)	施設の構造	延床面積(㎡)	所管課
南伊豆東小学校・南伊豆東中学校 給食共同調理場	S60	鉄筋コンクリート造	153.00	教育委員会事務局
南中小学校・南伊豆中学校 給食共同調理場	S58	鉄筋コンクリート造	184.00	教育委員会事務局
南上小学校給食共同調理場(休止中)	S56	鉄筋コンクリート造	101.00	教育委員会事務局

2 公営住宅

町営住宅は、4か所に16棟あります。中木町営住宅は3階建て、上賀茂町営住宅は2階建て、それ以外は平屋階建ての住宅となっています。

公営住宅の状況

施設名	棟数	建築年度 (年度)	延床面積(m ²)	構造	所管課
加納町営住宅	5	S36, 49	164.10	木造・軽量鉄骨造	地域整備課
蝶ヶ野町営住宅	1	S34	28.00	木造	地域整備課
中木町営住宅	2	S50	776.40	鉄骨鉄筋コンクリート造	地域整備課
上賀茂町営住宅	8	H6 H7	1,155.20	木造	地域整備課

3 社会教育系施設

社会教育系施設は、図書館、郷土館別館の3施設があります。

社会教育系施設の状況

施設名	建築年度 (年度)	延床面積 (m ²)	構造	階層	所管課
図書館	S63	327.24	木造モルタル造	2階	教育委員会事務局
郷土館別館	S33	331.54	木造	平屋	教育委員会事務局
郷土館	S59	352.64	鉄骨造	2階	地域整備課

4 スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は、9施設あります。湯の花観光交流館には、温室などの施設も含まれています。

スポーツ・レクリエーション系施設の状況

施設名	建築年度 (年度)	延床面積(m ²)	所管課
武道館	H10	995.38	教育委員会事務局
差田グラウンド管理棟	S63	59.50	地域整備課
南上プール管理棟	S54	67.44	地域整備課
湯の花観光交流館	H20, 25	1,043.31	商工観光課
弓ヶ浜海水浴場管理棟	H25	96.06	商工観光課
銀の湯会館	H7	1,059.81	商工観光課
みなと湯	H3	161.10	総務課
石廊崎オーシャンパーク休憩棟	H31	408.00	企画課
石廊崎オーシャンパーク管理棟	R2	110.94	企画課

5 子育て支援施設

子育て支援施設は、南伊豆認定こども園及び南崎認定こども園がありますが、令和3年度末をもって南崎認定こども園は閉園し1園となります。

同施設には、園舎のほかに、倉庫などの施設も含まれており、また令和2年度には地域子育て支援センター棟の整備を行っています。

認定こども園の状況

施設名	児童数 (人)	園舎建築年度 (年度)	延床面積(m ²)	園舎の構造	所管課
南伊豆認定こども園	102	H23	1,638.67	木造・平屋	福祉介護課
地域子育て支援センター	-	R2	430.62	木造・2階	福祉介護課
南崎認定こども園	31	S59, H11	3,168.50	鉄筋コンクリート造・2階	福祉介護課

児童数は令和3年5月1日現在のものです。

6 保健・福祉施設

福祉施設は、東子浦簡易老人憩いの家、南伊豆町健康福祉センターの2施設があります。

保健・福祉施設の状況

施設名	建築年度 (年度)	延床面積 (m ²)	構造 ・階層	所管課
東子浦簡易老人憩いの家	H2	70.46	木造・平屋	福祉介護課
南伊豆町健康福祉センター	H29	947.84	鉄骨造・2階	福祉介護課

7 町民文化系施設

町民文化系施設は、石廊崎コミュニティセンター、加納生活新興センター、上小野農産物集荷所、下小野高齢者センター、入間生活改善センター、中木生活改善センター、西子浦生活改善センター、伊浜山村活性化支援センター、一條多目的センター、及び市之瀬高齢者活動促進センターの10施設があります。

また、伊浜山村活性化支援センターと一條多目的センターの2施設には、倉庫も含まれています。

町民文化系施設の状況

施設名	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	構造 ・階層	所管課
石廊崎コミュニティセンター	H5	231.00	木造・平屋	企画課
加納生活新興センター	S61	343.00	鉄骨・2階	地域整備課
上小野農産物集荷所	H元	140.00	木造・2階	地域整備課
下小野高齢者センター	H4	289.41	鉄骨・2階	地域整備課
入間生活改善センター	S51	198.00	鉄骨・平屋	地域整備課
中木生活改善センター	S54	203.00	鉄骨・平屋	地域整備課
西子浦生活改善センター	S56	267.00	木造・2階	地域整備課
伊浜山村活性化支援センター	H7	403.78	木造モルタル造・ 平屋	地域整備課
一條多目的センター	H5	183.47	木造・平屋	地域整備課
市之瀬高齢者活動促進センター	H8	159.82	木造・1階平屋	地域整備課

8 行政系施設

行政系施設は、庁舎等として、役場敷地内に4つの施設があります。その他に、津波避難タワーと三坂地区防災センター、無線基地局舎の3施設があります。

庁舎等の状況

施設名	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	構造・階層	所管課
南伊豆町役場本庁舎	H23	2,993.76	鉄骨造・3階	総務課
車庫	H23	86.37	鉄骨造・平屋	総務課
駐輪場1	H23	18.24	軽量鉄骨造・平屋	総務課
駐輪場2	H23	18.24	軽量鉄骨造・平屋	総務課

防災系施設の状況

施設名	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	構造・階層	所管課
津波避難タワー	H25	397.80	鉄骨造	総務課
三坂地区防災センター	H28	540.00	鉄骨造	総務課
無線基地局舎	H5	164.00	鉄骨鉄筋コンクリ ート・2階	企画課

9 公園

公共施設のある公園は、6か所あります。

公園の状況

公園名	所在地	所管課
長者ヶ原山ツツジ公園	南伊豆町伊浜字長者ヶ原 2724-1-6	商工観光課
ふるさと公園	南伊豆町湊 342-12	地域整備課
南伊豆亜熱帯公園	南伊豆町石廊崎 184-1	商工観光課
下賀茂九条公園	南伊豆町下賀茂 96-7	地域整備課
伊浜展望公園	南伊豆町伊浜 2173-4	商工観光課
中木記念公園	南伊豆町中木 59	地域整備課

公園にある公共施設の状況

施設名	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	構造 ・階層	所管課
長者ヶ原山ツツジ公園休憩所	H16	29.16	木造・平屋	商工観光課
ふるさと公園休憩所	H12	100.81	木造・平屋	地域整備課
南伊豆亜熱帯公園公衆便所	S63	25.36	木造モルタル造・平屋	商工観光課
下賀茂九条公園公衆便所	H2	17.94	木造モルタル造・平屋	地域整備課
伊浜展望公園休憩舎	H3	87.23	木造・平屋	商工観光課
中木記念公園公衆便所	S50	9.94	鉄筋コンクリート造・平屋	地域整備課

10 処理施設

処理施設は、清掃センターとクリーンセンターの2施設があります。

処理施設の状況

施設名	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	構造 ・階層	所管課
清掃センター(工場棟)	H2	1,861.00	鉄骨造・3階、 地下1階	生活環境課
清掃センター(管理棟)	H2	320.00	鉄骨鉄筋コンクリート造・2階、	生活環境課
清掃センター(車庫)	H2	105.00	鉄骨造・平屋	生活環境課
クリーンセンター	H12	1,563.406	鉄骨鉄筋コンクリート造・2階、 地下2階	生活環境課

11 上水道施設（簡易水道施設を含む）

上水道施設は全国の上水道事業と同様に老朽化が進行しています。上水道施設の中でも石井浄水場は特に重要度が高いものの、旧耐震基準で建てられています。

また、町が運営する簡易水道は、平成29年度から平成30年度の2カ年で上水道事業に統合されています。

上水道施設の状況

区分	施設名	施設名称詳細	適用	供用開始	法定耐用年数	所属課
上水道	石井浄水場系	石井浄水場1系	RC造	S55年	60年	生活環境課
		石井浄水場管理棟	RC造	S55年	50年	生活環境課
		加納第1、第2配水池	RC造	S34年	60年	生活環境課
		手石高区第1配水池	RC造	S34年	60年	生活環境課
		手石中継ポンプ場	RC造	S34年	60年	生活環境課
		青市低区第1配水池	RC造	S34年	60年	生活環境課
		大京マリンパーク配水池	RC造	S46年	60年	生活環境課
	子浦地区	子浦第1、2配水池	RC造	S55年	60年	生活環境課
	南上地区	南上高区配水池	RC造	S39年	60年	生活環境課
		南上低区配水池	RC造	S39年	60年	生活環境課
	蛇石地区	蛇石配水池	RC造	S40年	60年	生活環境課
	吉祥地区	吉祥配水池	RC造	S47年	60年	生活環境課
	一條地区	一條高区配水池	RC造	S48年	60年	生活環境課
		一條低区配水池	RC造	S57年	60年	生活環境課
	天神原地区	天神原配水池	RC造	S39年	60年	生活環境課
毛倉野地区	毛倉野配水池	SUS造	H29年	60年	生活環境課	

12 その他

その他に分類される公共施設は 19 施設あり、そのうち公衆トイレが 17 か所、休憩所が 2 か所となっています。

その他公共施設の状況

	施設名	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	構造	所管課
1	青野大師湖ダム公衆便所	H18	17.23	木造	商工観光課
2	青野大師湖ダム休憩所(東屋 A)	H18	9.70	木造	商工観光課
3	青野大師湖ダム休憩所(東屋 B)	H18	14.58	木造	商工観光課
4	下賀茂地区観光トイレ	H13	27.24		商工観光課
5	湊地区公衆便所(監視塔裏)	S56	13.00	木造モルタル造	商工観光課
6	湊地区公衆便所(派出所裏)	H25	43.35	木造	商工観光課
7	入間地区公衆便所(歩道)	S56	11.57	コンクリートブロック造	商工観光課
8	中木地区公衆便所(歩道)	S58	13.40	コンクリートブロック造	商工観光課
9	中木地区観光トイレ	H23	48.20	木造	商工観光課
10	妻良地区観光トイレ	H28	23.87	木造	商工観光課
11	子浦地区公衆便所(西子浦)	H21	24.24	木造	商工観光課
12	子浦地区公衆便所(東子浦)	H8	23.18	木造	商工観光課
13	伊浜地区公衆便所	S59	13.24	コンクリートブロック造	商工観光課
14	伊浜観光トイレ(波勝崎)	H9	74.20	木造	商工観光課
15	吉祥地区公衆便所	S63	16.56	木造モルタル造	商工観光課
16	大瀬地区公衆便所	H6	15.40	木造モルタル造	商工観光課
17	石廊崎地区公衆便所(あいあい岬)	H1	13.24	木造	商工観光課
18	石廊崎地区観光トイレ(灯台前)	H20	52.22	木造	商工観光課
19	石廊崎地区公衆便所(漁港)	H29	35.88	木造	企画課

第2節 道路・橋りょう

本町の令和2年度末現在の町道の実延長は232,041m、町が保有する橋りょう数は、239橋、橋りょうの延長は2,287mです。

町では、橋長15m以上の32橋について、損傷状況を把握し、そしてそれに応じた対策を講じて、可能な限り橋りょうを長持ちさせるため、平成24年3月に「南伊豆町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、随時見直しを行っています。

また、平成26年度に町道の舗装点検及び法面施設点検を実施し、平成26・27・28・29年度に橋りょう定期点検を実施しています。

町道と町保有の橋りょうの状況（令和2年度末現在）

項目	単位	一級幹線道	二級幹線道	一般道	合計
町道実延長	m	40,037	20,924	171,080	232,041
橋りょう数	橋	32	25	182	239
橋りょう延長	m	573	135	1,579	2,287

橋長15m以上の32橋

橋りょう名	橋長(m)	架設年
湯之川橋	19.3	S56
日野橋	76.6	S55
石井橋	38.7	S62
新青野橋	26.2	H8
今堰橋	15.5	H8
蝶々野橋	17.6	H7
境橋	24.6	H4
中木2号橋	18.2	S50
中木3号橋	18.2	S50
上谷戸橋	23.5	S48
宇留井大橋	160.0	S52
加畑橋	69.5	S53
九条橋	60.9	S58
宮前橋	61.6	S47
銀の湯橋	52.5	S59
来宮橋	60.5	S56
中島橋	21.1	S52
上条橋	15.2	H5
向田橋(一條)	16.0	H5
十八通橋	45.9	S50
向田橋(加納)	18.3	S58
阿原橋	19.2	S56
山田橋	18.6	S58
坂本橋	16.1	S52
前ノ原橋	24.1	S53
西条橋	17.7	S47
仲橋	15.1	S47
大沢2号橋	15.7	S59
前原橋	47.7	S52
賀茂橋	19.7	S52
向田橋(市之瀬)	15.4	S56
大師橋	26.0	H14

第3節 上水道(簡易水道含む)

本町の上水道事業の創設給水開始は昭和 33 年 8 月で、給水区域は、上賀茂、石井、加納、下賀茂、湊、手石、青市、子浦、南上、蛇石、毛倉野、吉祥、一條及び天神原地区となっており、水源は 2 級河川青野川、石井浄水場内にある井戸の 2 か所です。上水道事業の概要は、以下のとおりです。

上水道事業の状況 (令和 2 年度末現在)

項目	状況
給水人口	6,330 人
計画給水人口	6,690 人
普及率	100.0%
計画一日最大給水量	6,431 m ³
現在施設能力	10,579 m ³ /日
導水管延長	645m
20 年経過導水管延長	645m
送水管延長	10,282m
20 年経過送水管延長	8,448m
配水管延長	87,598m
20 年経過配水管延長	41,897m

簡易水道事業については、計 9 事業あり、創設給水開始は昭和 28 年 12 月で、令和 2 年度末現在の合計給水人口は 1,454 人、管路の合計は、導水管 2,611m、送水管 5,484 m、配水管 11,178mとなっています。

簡易水道事業の状況 (令和 2 年度末現在)

名称	導水管延長	送水管延長	配水管延長	給水開始年月日	計画給水人口	現在給水人口
妻良簡易水道事業	0 m	1,084 m	1,532 m	S 28. 12. 20	480 人	192 人
大瀬簡易水道事業	0 m	200 m	1,811 m	S 29. 4. 1	440 人	268 人
入間簡易水道事業	600 m	456 m	878 m	S 29. 4. 1	290 人	154 人
中木簡易水道事業	0 m	1,052 m	2,407 m	S 29. 4. 1	300 人	138 人
石廊崎簡易水道事業	0 m	1,410 m	1,139 m	S 30. 4. 1	600 人	194 人
伊浜簡易水道事業	0 m	84 m	954 m	S 30. 4. 1	400 人	198 人
下流簡易水道事業	2,011 m	320 m	1,890 m	S 31. 4. 1	560 人	273 人
落居簡易水道事業	0 m	840 m	260 m	S 32. 4. 1	110 人	21 人
吉田簡易水道事業	0 m	38 m	307 m	S 32. 8. 5	140 人	16 人

第4節 下水道

本町の下水道事業の供用開始は、平成13年4月で、処理区域は、湊、手石及び下賀茂地区となっており、公共下水道事業により実施しています。

令和2年度末現在の累計延長は28,962m、接続率は54.7%となっています。

下水道の事業の状況（令和2年度末現在）

項目	状況
計画人口	12,430人
計画区域面積	128ha
供用対象戸数	1,162戸
内接続戸数	636戸
総延長	28,962m
接続率	54.7%

第5節 その他の工物

1 漁港

漁港は、伊浜、三坂、石廊崎、大瀬、下流及び小稲地区の6か所にあり、伊浜漁港の一部と石廊崎漁港の一部は、供用開始から50年以上経過しています。

漁港の状況（令和2年度末現在）

施設名	施設内訳	供用開始年
伊浜漁港	防波堤、防砂堤、胸壁、護岸、突堤、消波堤、物揚場、船揚場、泊地、航路、道路、野積場	S37
三坂漁港	防波堤、防砂堤、導流堤、護岸、物揚場、船揚場、泊地、道路、野積場、船置場	S50
石廊崎漁港	防波堤、突堤、護岸、物揚場、船揚場、道路、橋りょう、野積場	S37
大瀬漁港	防波堤、護岸、物揚場、船揚場、泊地、漁具干場、野積場、橋りょう、道路、航路標識	S49
下流漁港	導流堤、船揚場、物揚場、道路、護岸、泊地、野積場	S49
小稲漁港	防波堤、防砂堤、護岸、物揚場、船揚場、泊地、道路	S47

2 漁業集落排水施設

漁業集落排水施設は、入間、子浦、中木及び妻良地区の4か所にあります。

漁業集落排水施設の状況（令和2年度末現在）

施設名	所在地	供用開始年
入間漁業集落排水施設	入間 871	S61
子浦漁業集落排水施設	子浦 1859-4	H8
中木漁業集落排水施設	入間 1181-1	H14
妻良漁業集落排水施設	妻良 239-3	H21

3 トンネル

トンネルは、大山隧道、丸山トンネル、彌陀山隧道及び平戸隧道の4施設があります。このうち、大山隧道、彌陀山隧道及び平戸隧道は建設から60年以上経過していません。

トンネルの状況（令和2年度末現在）

名称	延長	建設年度
大山隧道	60.0m	S5
丸山トンネル	498.0m	S52
彌陀山隧道	69.2m	T11
平戸隧道	10.7m	T8

4 農道・林道

農道は37路線あり、そのうち舗装済が9,882m、未舗装が2,457mとなっています。また、林道は7路線あり、総延長は10,728mとなっています。

農道の状況（令和2年度末現在）

種類	路線数	総延長
舗装済	37	9,882m
未舗装		2,457m

林道の状況（令和2年度末現在）

路線数	総延長
7	10,728m

5 防災無線

防災無線は、89 か所に屋外子局があり、最も古い子局は昭和 58 年供用開始のものとなっています。

防災無線の状況（令和 2 年度末現在）

子局 番号	供用開始年	所在地	子局 番号	供用開始年	所在地	子局 番号	供用開始年	所在地
1	S 58/4/1	石廊崎 1	41	S 59/4/1	加納 2	81	S 59/4/1	吉祥 1
2	S 58/4/1	石廊崎 2	42	S 59/4/1	二條 1	82	S 59/4/1	吉祥 2
3	S 58/4/1	大瀬 1	43	S 59/4/1	二條 2	83	S 59/4/1	吉祥 3
4	S 58/4/1	大瀬 2	44	S 59/4/1	二條 3	84	S 59/4/1	吉祥 4
5	S 58/4/1	大瀬 3	45	S 59/4/1	二條 4	86	S 59/4/1	差田
6	S 58/4/1	下流 1	51	S 59/4/1	毛倉野 1	87	S 58/4/1	入間
7	S 58/4/1	下流 2	52	S 59/4/1	毛倉野 2	88	S 58/4/1	中木 2
8	S 58/4/1	下流 3	53	S 59/4/1	毛倉野 3	89	S 58/4/1	中木 1
9	S 61/4/1	役場	54	S 59/4/1	岩殿	90	S 63/4/1	差田 2
10	S 61/4/1	弓ヶ浜	55	S 59/4/1	上小野 1	91	S 63/4/1	下賀茂 4
11	S 58/4/1	手石 1	56	S 59/4/1	上小野 2	92	H4/3/31	伊浜 2
12	S 58/4/1	手石 2	57	S 59/4/1	上小野 3	93	H7/3/31	湊 5
13	S 58/4/1	湊 1	58	S 59/4/1	下小野 1	94	H8/3/31	石廊崎 3
14	S 58/4/1	湊 2	59	S 59/4/1	下小野 2	95	H9/3/31	大瀬 4
15	S 59/4/1	湊 3	61	S 59/4/1	川合野 1	96	H9/3/31	大瀬 5
16	S 59/4/1	青市 1	62	S 59/4/1	川合野 2	97	H9/3/31	妻良 2
17	S 59/4/1	青市 2	63	S 59/4/1	青野 1	98	H9/3/31	吉田 2
18	S 59/4/1	青市 3	65	S 59/4/1	市之瀬 1	99	H9/3/31	中木 3
19	S 59/4/1	青市 4	66	S 59/4/1	市之瀬 2	100	H13/3/13	手石 3
21	S 59/4/1	青市 5	67	S 59/4/1	市之瀬 3	101	H13/3/13	湊 6
22	S 59/4/1	青市 6	68	S 59/4/1	平戸	102	H13/3/13	下賀茂 5
31	S 59/4/1	下賀茂 1	69	S 59/4/1	蛇石	103	H13/3/13	加納 3
32	S 59/4/1	下賀茂 2	71	S 59/4/1	天神原	104	H13/3/13	上賀茂 3
33	S 59/4/1	下賀茂 3	72	S 59/4/1	一町田	105	H13/3/13	一條 3
34	S 59/4/1	加納 1	73	S 58/4/1	伊浜 1	106	H13/3/13	二條 5
35	S 59/4/1	上賀茂 1	74	S 58/4/1	落居	107	H13/3/13	上小野 4
36	S 59/4/1	上賀茂 2	75	S 58/4/1	子浦	108	H21/3/31	妻良 3
37	S 59/4/1	一條 1	76	S 58/4/1	妻良 1	109	H24/3/28	差田 3
38	S 59/4/1	一條 2	77	S 58/4/1	吉田 1	110	H25/3/25	逢ヶ浜
39	S 59/4/1	石井	78	S 59/4/1	立岩			

6 防火水槽

防火水槽は、100 t のものが 1 基、40 t のものが 52 基、合計 53 基あります。最も古いものは、昭和 48 年から供用開始となっています。

防火水槽の状況（令和 2 年度末現在）

種類	数
防火用水槽(100t)	1基
防火用水槽(40t)	52基

7 その他

その他、今後も維持更新が必要な工作物で、維持更新費用に 1 千万円以上が必要と想定される、夜間照明、歩道橋、プール及びテニスコートも計画の対象に含めています。

その他の工作物の状況（令和 3 年度末現在）

名称	種類	供用開始年
差田グラウンド夜間照明	夜間照明	H3
下賀茂地区観光遊歩道	歩道橋	H15
南伊豆東小水泳プール	プール	S55
南上プール	プール	S54
加納テニスコート	テニスコート	R3

第6節 総括

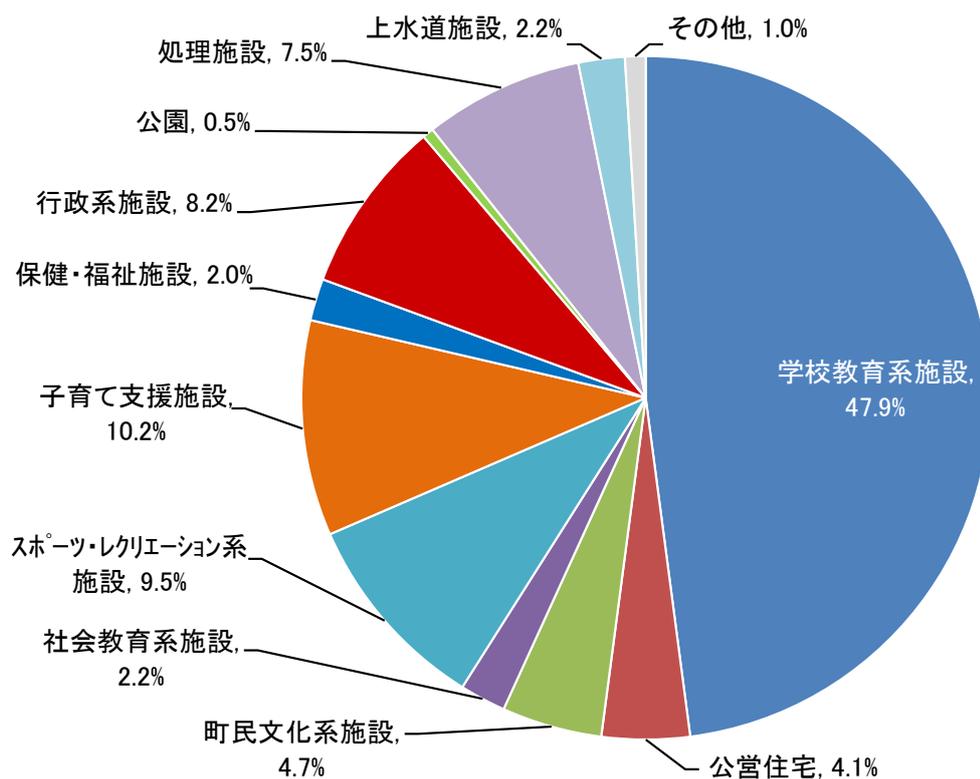
本町の公共施設を延床面積ベースでみると、合計 51,405 m²のうち、47.9%が学校教育系施設で、次いで子育て支援施設が 10.2%、スポーツ・レクリエーション系施設が 9.5%、行政系施設が 8.2%、処理施設が 7.5%、町民文化系施設が 4.7%、公営住宅が 4.1%となっています。

51,405 m²を本町の令和3年4月1日現在の住民基本台帳人口 7,941 人で除した人口 1 人当たり面積は 6.47 m²です。

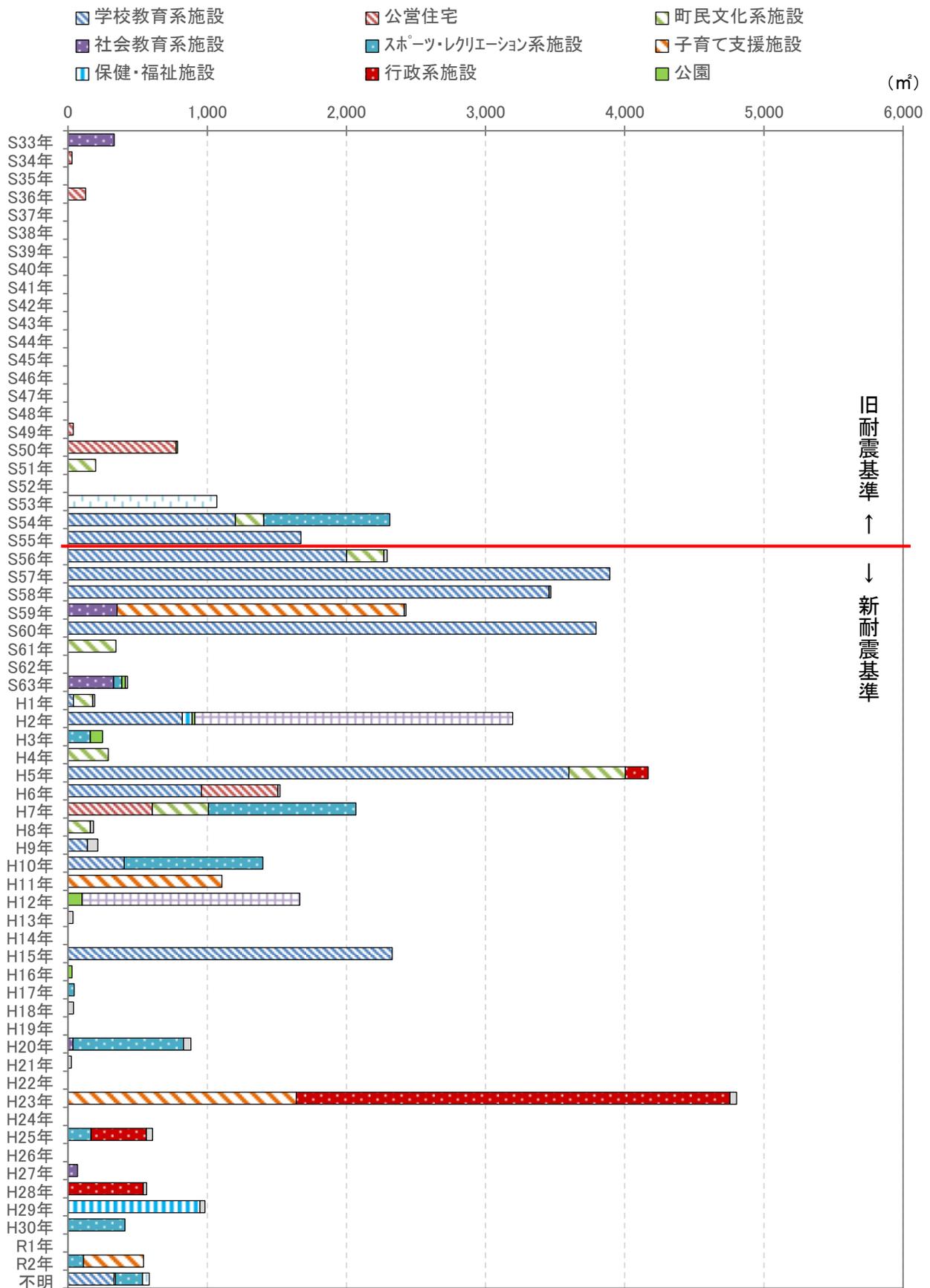
本町の公共施設の施設分類ごとの総延床面積

項目	面積 (m ²)	構成比
学校教育系施設	24,640	47.9%
公営住宅	2,124	4.1%
町民文化系施設	2,418	4.7%
社会教育系施設	1,114	2.2%
スポーツ・レクリエーション系施設	4,899	9.5%
子育て支援施設	5,238	10.2%
保健・福祉施設	1,018	2.0%
行政系施設	4,219	8.2%
公園	270	0.5%
処理施設	3,849	7.5%
上水道施設	1,119	2.2%
その他	496	1.0%
合計	51,405	100.0%

※ここでの延床面積は、建築年不明分を含めています。



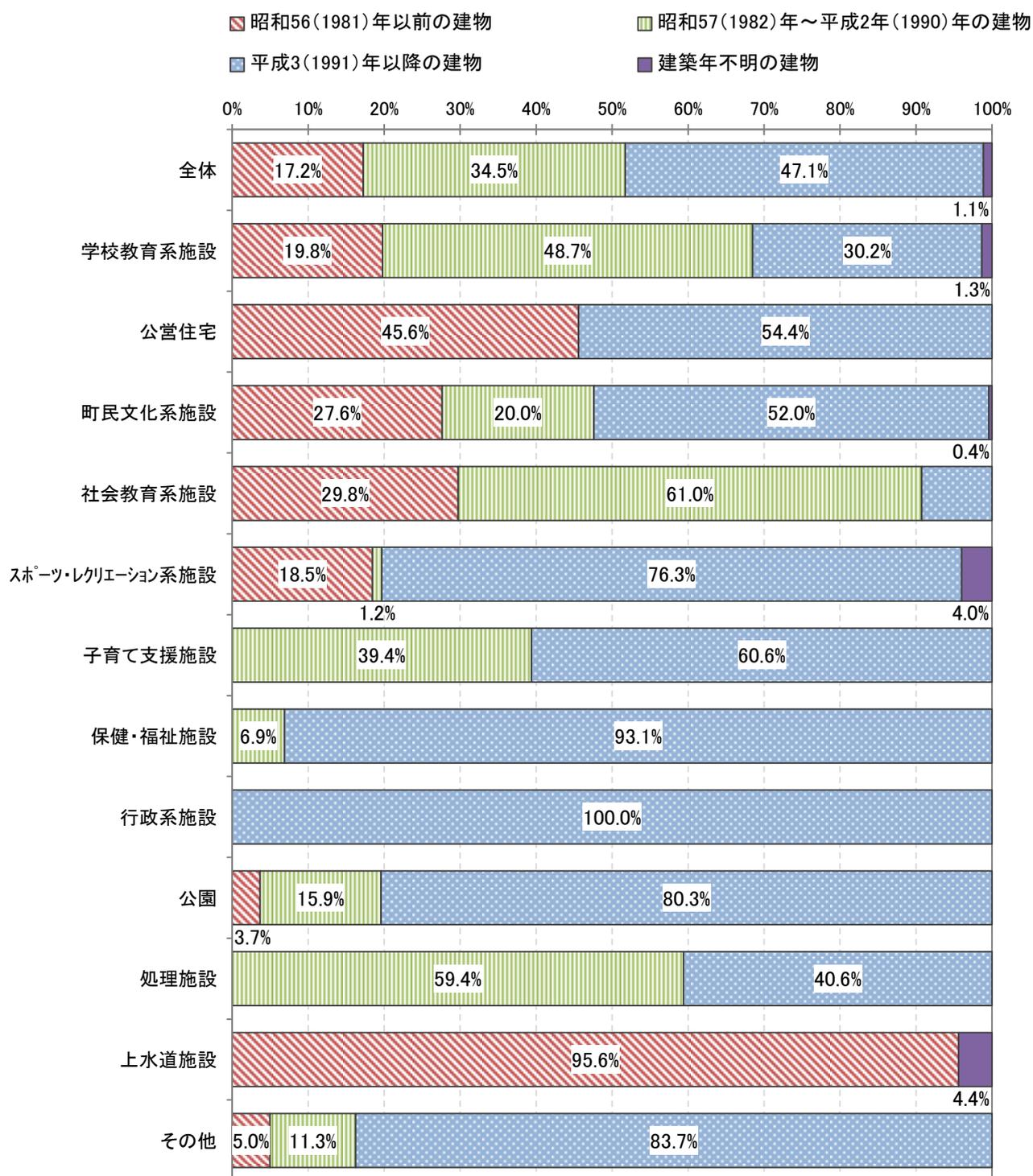
建築年度別・施設区分別にみた公共施設の延床面積は以下のグラフのとおりです。



延床面積の建築年度区分ごとの構成比をみると、全体では旧耐震基準以前の建物が17.2%、築30年を超える建物は47.1%となっています。

このうち、学校教育系施設では68.5%、社会教育系施設では90.8%、処理施設では59.4%、上水道施設では95.6%が、築30年を超える建物となっています。

※割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。



主要インフラの現況をまとめると以下のとおりです。

種類	一級幹線道	二級幹線道	一般道	合計	備考
道路実延長	40,037m	20,924m	171,080m	232,041m	令和2年度末現在
橋りょう数	32 橋	25 橋	182 橋	239 橋	令和2年度末現在
橋りょう延長	573m	135 m	1,579 m	2,287 m	令和2年度末現在

種類	延長	計画人口	給水人口	備考
上水道	98,524m	6,690 人	6,330 人	令和2年度末現在
簡易水道	19,273m	3,320 人	1,454 人	令和2年度末現在

種類	延長	計画人口	接続率	備考
下水道	28,962m	12,430 人	54.7%	令和2年度末現在

第3章 南伊豆町の財政の現状

本町の財政の現状は、以下のとおりです。

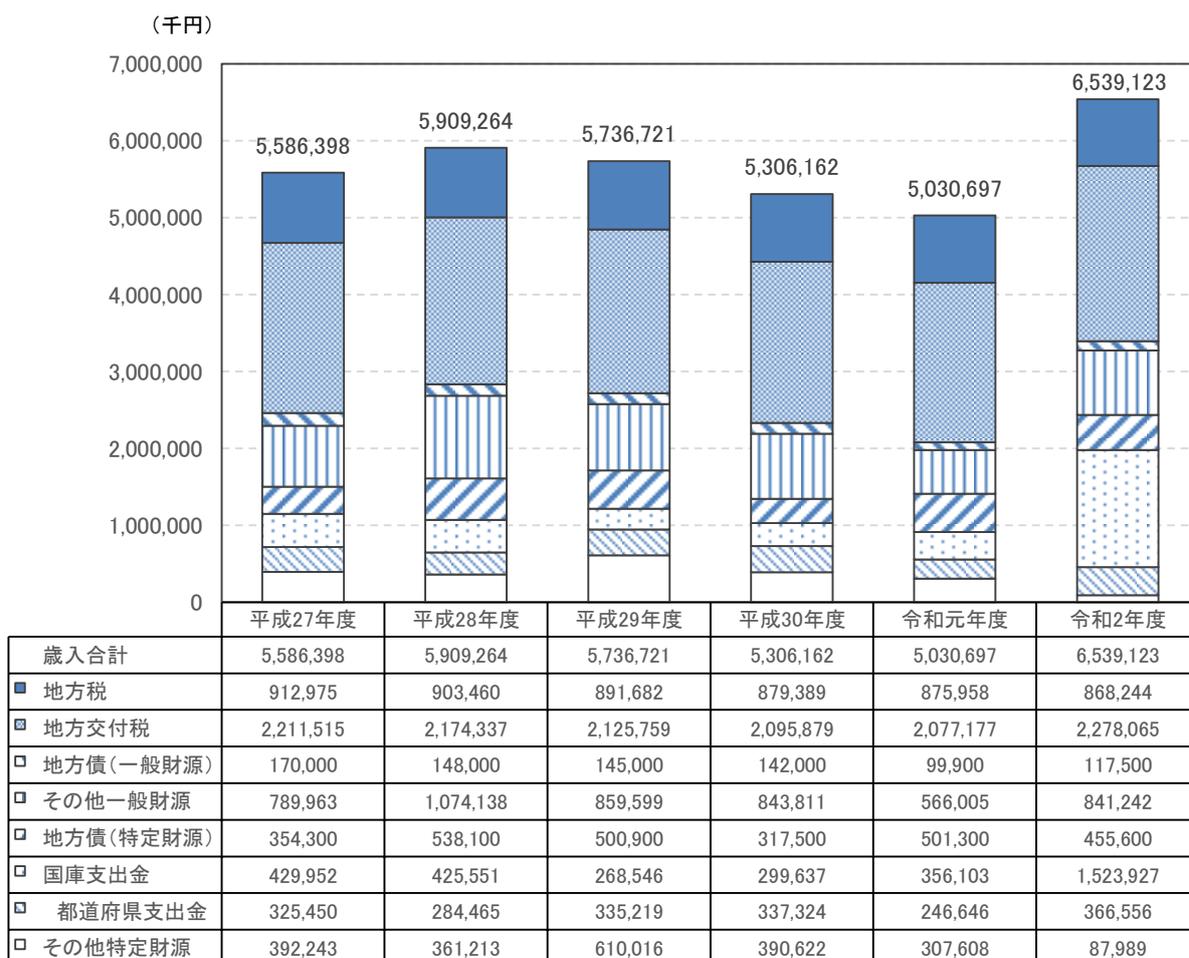
第1節 歳入の推移

平成27年度から令和2年度までの普通会計決算の推移は以下のとおりです。

歳入ベースで財政規模をみると、平成27年度以降は50億円を超える規模で、令和2年度は65億円台の規模となっています。平成27年度以降は、令和元年度に減少したものの、歳入規模は平均すると56億円程度で推移しています。

内訳をみると、一般財源では平成27年度から令和2年度までほぼ横ばいで推移しており、特定財源では地方債（特定財源分）が増加傾向、国庫支出金が大きく増加しています。

しかし、地方税・地方交付税ともに減少傾向が見られ、今後は、歳入の減少が見込まれることから、財政運営はこれまで以上に厳しくなると考えられます。

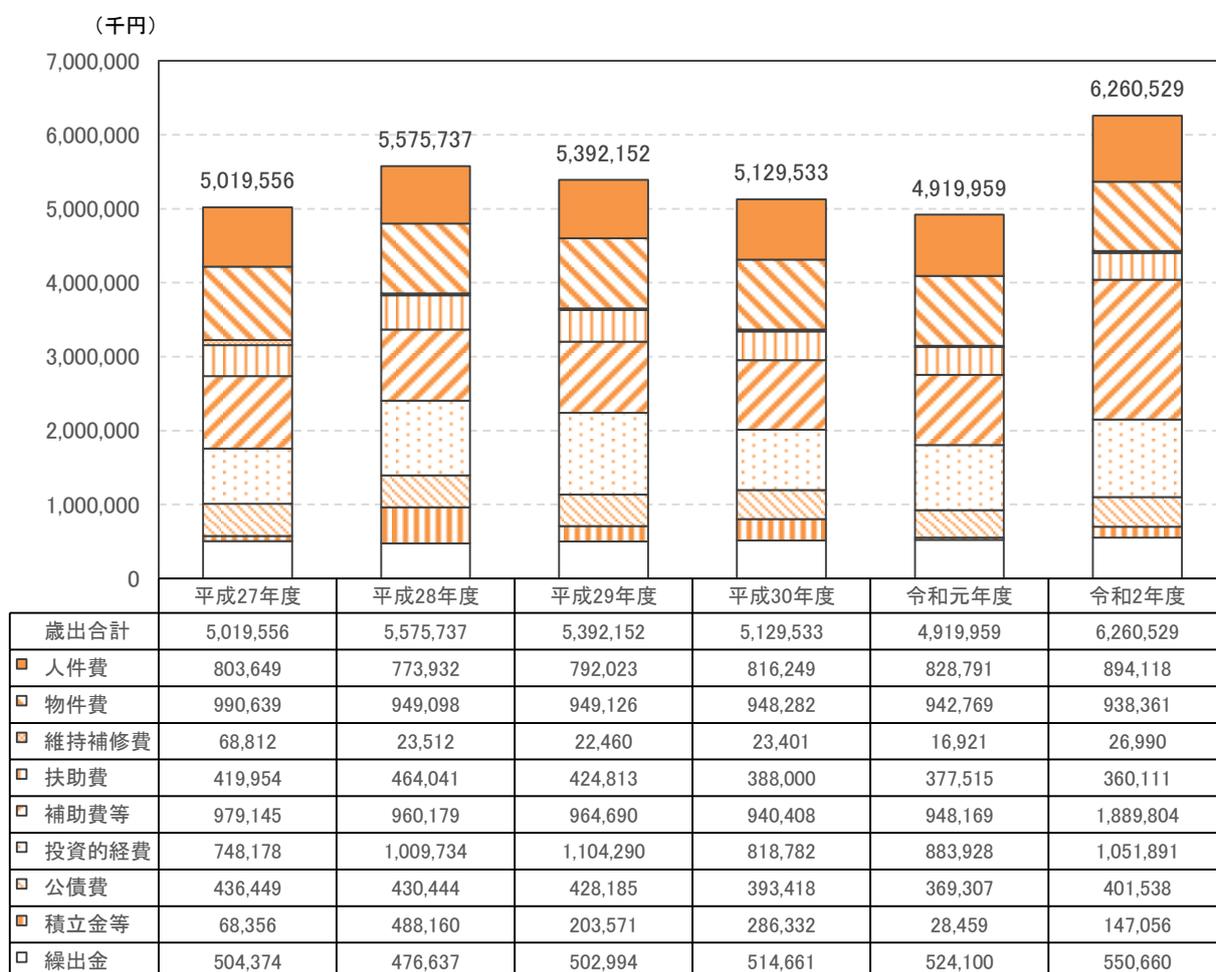


第2節 歳出の推移

一方、歳出については、平成27年度から令和元年度まで50億円台から55億円台の規模で推移していますが、令和2年度は大きく増加して62億円台となっています。

歳出を費目別にみると、人件費は平成27年度以降増加傾向が見られるものの、その他の経費はほぼ横ばいで推移しています。また、扶助費は過去5年間増加傾向で推移していましたが、平成29年度から減少傾向が見られます。しかしながら、補助費等が令和2年度に大きく増加しており、歳出は大きく増加となっています。

投資的経費は、平成27年度以降は増加傾向となっています。なお、維持補修費については、平成27年度に増加したものの、その後は減少し2千万規模で推移しています。今後は、選択と集中により事業費等や施設の維持管理を含む経常経費の一層の削減に努める必要があります。



※歳入と歳出の合計が一致していないのは、「歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金」を除いているため。

第4章 総合管理の方向

第1節 公共施設等の現状と課題

1 老朽化対策

公共施設のうち、築30年を超える建物は、延床面積で見ると全体の51.9%となっており、比較的新しい建物の割合は48.1%となっています。

一方、先にみたように、学校教育系施設では68.7%、社会教育系施設では90.8%、処理施設では59.2%、上水道施設では95.6%が、築30年を超える建物となっています。

このように、施設類型ごとに老朽化の程度が異なり、特に、社会教育系施設では老朽化が進んだことから、今後施設の機能と安全性を保つために、優先順位を決めて大規模改修や更新を進めていくことが必要となります。

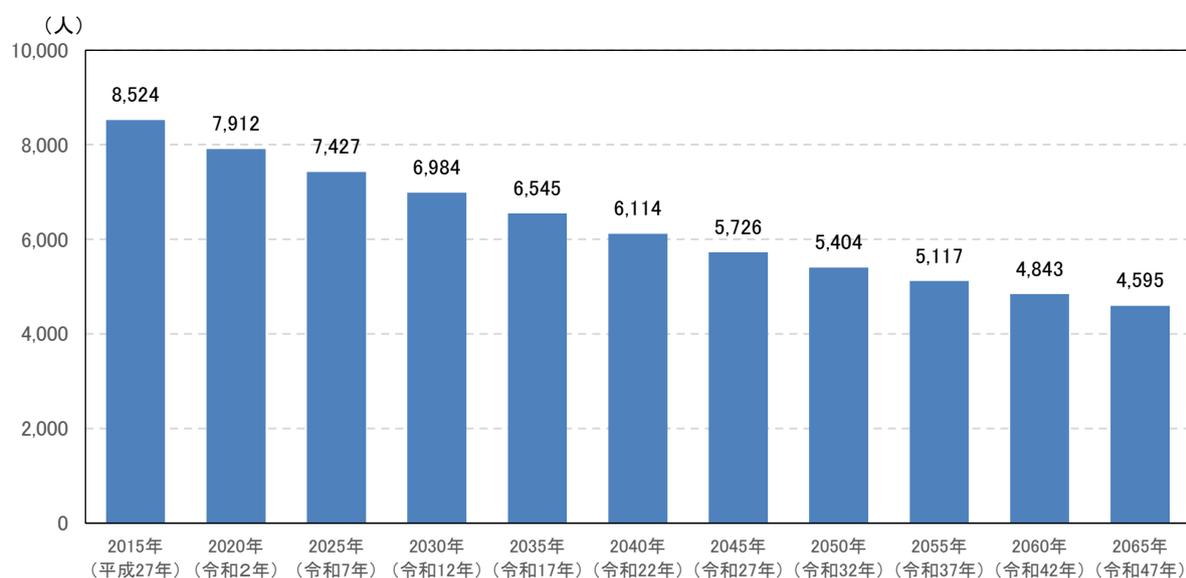
2 人口減少対策

本町の人口は、令和3年4月1日現在での住民基本台帳では、7,941人となっています。

将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所の推計モデルでは、本計画の目標年（令和28（2046）年）に近い令和27（2045）年で4,960人と大きく減少することが予測されています。

一方、令和元年度に改定された「南伊豆町人口ビジョン」及び「第2期南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、人口減少対策に取り組むことにより、令和27（2045）年で目標人口を5,726人、令和42（2060）年で4,843人としています。

南伊豆町人口ビジョンでの目標人口



3 財源の確保

本町の人口ビジョンの推計どおり人口が推移すると、高齢者人口は令和7年ごろから減少していき令和27(2045)年で2,727人程度となり、生産年齢人口についても同様に減少していき2,437人程度、総人口は5,726人程度となります。国立社会保障・人口研究所の推計モデルのように人口減少が継続していくこととなるため、本町の生産年齢人口の減少に伴い、今後は住民税等の地方税の減少が予想される一方、人口減少及び高齢化対策などの経費の増加が予想されます。また、国全体も少子高齢化と人口減少が進んでいくことが予想されているため、今後の地方交付税についても、現在と同水準を見込むことは難しいと考えられます。このように、歳入の減少(特に一般財源の減少)と歳出の増加という傾向が構造的に続いていくことになると、これまでと同様の公共施設等の更新費用に必要な財源の確保は、今後厳しさを増していくことが予想されます。

これらのことから、補助金などを有効活用した事業展開を進めつつ、町税の収納率の向上やふるさと納税の推進など自主財源の確保を図るとともに、各施設の長寿命化などにより経費削減に努め、整備する公共施設に優先順位を設け、また人口減少及び少子高齢化に応じた公共施設の削減や複合化等を検討することで、大規模改修や更新に必要な財源の確保を図ることが必要です。

第2節 更新に係る経費の見込み

市町村の公共施設等総合管理計画の策定に向けて、一般財団法人地域総合整備財団が「公共施設等更新費用試算ソフト」を作成し、総務省が活用を推奨しています。

このソフトを用い、本町の公共施設等の更新に係る経費の見込みを試算すると以下のとおりとなります。

試算の前提

- ◇ このソフトは、将来の財政運営の参考にするため、将来の公共施設等の更新費用を便宜的に推計できるよう開発されたもので、公共施設等の延床面積（インフラは整備済面積や整備延長）に更新単価を乗じて推計するものです。
- ◇ 令和2年度末時点の状況をもとに、令和3～42年度の40年間の推計を行い、更新費用額を試算しました。

「公共施設等更新費用試算ソフト」での更新単価の設定

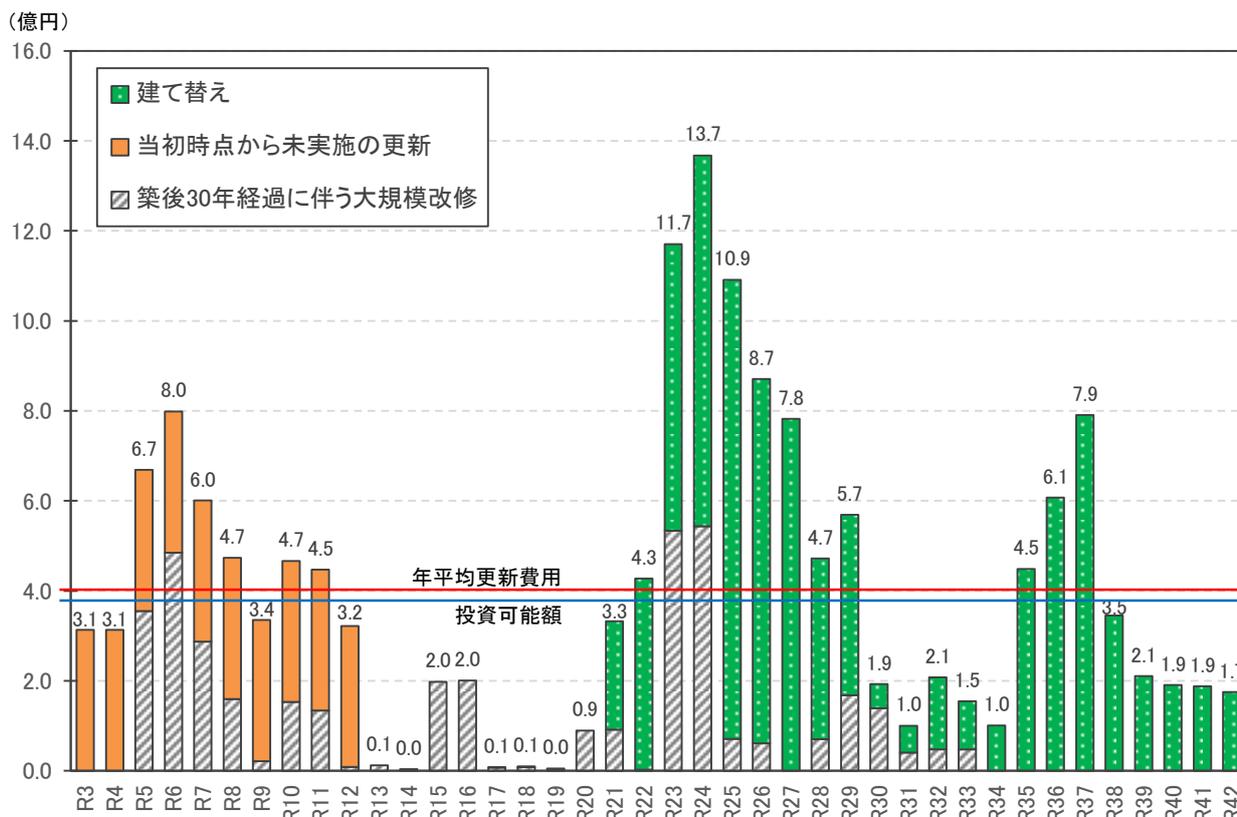
施設区分	細項目	大規模改修単価	建て替え単価
公共施設	庁舎等行政施設、社会教育系施設、町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	学校教育系施設、子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション施設、保健・福祉施設、処理施設、上水道施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
	公園	20 万円/㎡	33 万円/㎡
	その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡
			更新単価
道路・橋りょう	一般道路		0.47 万円/㎡
	歩道・自転車道		0.27 万円/㎡
	橋りょう		44.8 万円/㎡
上水道	導水管・300 mm未満		10.0 万円/m
	〃 ・300～500 mm未満		11.4 万円/m
	送水管・300 mm未満		10.0 万円/m
	〃 ・300～500 mm未満		11.4 万円/m
	配水管・150 mm以下		9.7 万円/m
	〃 ・200 mm以下		10.0 万円/m
	〃 ・250 mm以下		10.3 万円/m
	〃 ・300 mm以下		10.6 万円/m
	〃 ・350 mm以下		11.1 万円/m
	〃 ・400 mm以下		11.6 万円/m
下水道			12.1 万円/m
			12.4 万円/m

1 公共施設

「公共施設等更新費用試算ソフト」により更新費用を試算すると、令和3年～令和42年度の更新費用総額は160.6億円、1年当たりの整備額は4.0億円となります。

更新費用試算の内訳は、「当初時点から未実施の更新」39.4億円、「築後30年経過に伴う大規模改修」が31.3億円、「建て替え」が89.8億円です。なお、これはあくまで建物とそれに付随する電気設備、空調設備、トイレ等給排水設備の整備費であり、行政事務を行うのに必要な機具・備品類（パソコン、コピー機、机、書庫、電話及び冷蔵庫等）は含みません。

公共施設の更新費用の試算



【用語の説明】

以下「当初時点から未実施の更新」とは、計画策定当初時点にすでに大規模改修や建て替えが必要な築後30年を経過しているにも関わらず、それらを実施していない施設について、令和8年度までの10年間に大規模改修を順次実施するものとして、施設区分ごとの更新単価に基づく試算額を計上しています。

「築後30年経過に伴う大規模改修」とは、計画期間内に順次、築後30年を迎える施設で、築後30年経過年度に大規模改修を行うものとして計上しています。

「建て替え」とは、公共施設の耐用年数を一律60年と設定し、それを経過した施設を築後60年経過年度に建て替えるものとして計上しています。

「大規模改修」の経費が大きい年度は、令和5年～令和6年と令和23年～令和24年となっています。「大規模改修」は2年に渡り工事をする設定となっており、令和5年、令和6年は、南伊豆東中学校校舎（改修費合計6億円で試算）、令和6年、7年で南伊豆東中学校体育館（改修費合計1.6億円で試算）、令和23年、令和24年は役場庁舎（改修費合計3.1億円で試算）が築30年を超過し大規模改修の時期となります。

「建て替え」の経費が大きい年度は、令和23年～令和28年となっています。「建て替え」は3年に渡り工事をする設定となっており、南上小学校校舎（更新費合計5.9億円で試算）は令和23年～25年に、南中小学校校舎（更新費合計13.6億円で試算）は令和25年～27年に、南伊豆東小学校校舎（更新費合計9.2億円で試算）令和26年～28年になどが耐用年数60年を超過し、建て替えの時期となります。

なお、公共施設の過去5年間（平成28年～令和2年度）の整備費をみると、1年平均当たり約3.8億円の整備費となっています。このうち新規整備分が年間2.3億円、既存更新分は年間1.5億円となっています。既存更新分のみで、上記試算結果と比較すると、過去5年間の整備費よりも上記更新費用の試算の方が3.8億円ほど上回っており、財源が不足すると考えられます。また、今後できるかぎり新規整備を行わない設定とし、新規整備分と用地取得分を含めた3.8億円を今後の既存公共施設の更新に使うことができる投資可能額としてとらえるならば、上記の試算結果として算出された1年当たりの更新費用と比較すると、過去5年間の整備費よりも上記更新費用の試算のほうが1.53億円ほど上回っており、財源が不足すると考えられます。

公共施設の過去5年間の整備費の推移

(千円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成28年度	150,896	297,889	700	449,485
平成29年度	171,442	376,780	0	548,222
平成30年度	53,755	317,819	0	371,574
令和元年度	93,419	76,141	17,087	186,647
令和2年度	263,005	67,282	0	330,287
5年間の平均	146,503	227,182	3,557	377,243

2 主要インフラ（道路・橋りょう・上水道（簡易水道含む）・下水道）

道路の更新費用は、耐用年数を15年と設定し、道路の種類別で試算すると、令和3年～令和42年度の更新費用総額は117.1億円、1年当たりの整備額は2.9億円となります。

橋りょうの更新費用については、「南伊豆町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、令和3年～令和42年度の更新費用は、37.9億円、1年当たり0.9億円の整備費がかかることとなります。

上水道の更新費用は、耐用年数を40年と設定し、管径別に単価を乗じて試算すると、令和3年～令和42年度の更新費用は95億円、1年当たり2.4億円の整備費がかかることとなります。簡易水道についても上水道に準じて試算すると、令和3年～令和42年度の更新費用は19億円、1年当たり0.5億円の整備費がかかることとなります。また、上水道（簡易水道を含む）の施設に係る部分は、6億円程度と試算されています。

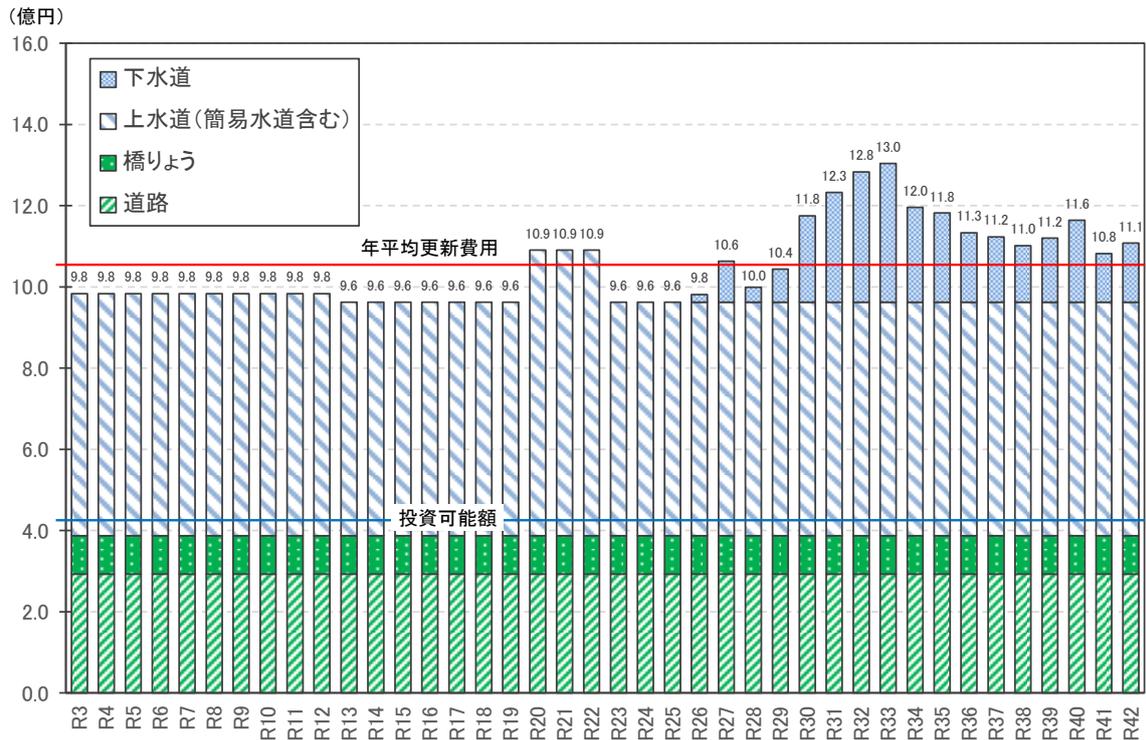
下水道管渠の更新費用は、耐用年数を50年と設定し、管種別に単価を乗じて試算すると、更新費用が発生するのは令和26年からとなり、令和3年～令和42年度の更新費用は29.3億円、1年当たり1.7億円の整備費がかかることとなります。

以上のインフラを合計すると、更新費用総額420.2億円、1年当たり10.5億円の更新費用がかかることとなります。

これらインフラの過去5年間（平成28年～令和2年度）の整備費をみると、1年平均当たり約4.8億円の整備費となっています。このうち新規整備分が年間0.2億円、既存更新分は年間4.6億円となっています。既存更新分のみで、上記試算結果と比較すると、過去5年間の整備費よりも上記更新費用の試算の方が5.9億円ほど上回っており、財源が不足すると考えられます。

また、今後できるかぎり新規整備を行わない設定とし、新規整備分と用地取得分を含めた4.8億円を今後の既存公共施設の更新に使うことができる投資可能額としてとらえるならば、上記の試算結果として算出された1年当たりの更新費用と比較すると、過去5年間の整備費よりも上記更新費用の試算のほうが5.67億円ほど上回っており、財源が不足すると考えられます。

主要なインフラの更新費用の試算



道路・上水道・下水道の過去5年間の整備費の推移

(千円)

道路	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	184,795	0	9,582	194,377
平成 29 年度	126,537	0	7,949	134,486
平成 30 年度	77,319	0	5,142	82,461
令和 元年度	154,265	0	0	154,265
令和 2 年度	70,932	0	0	70,932
5年間の平均	122,770	0	4,535	127,304

橋りょう	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	29,284	0	0	29,284
平成 29 年度	6,070	0	0	6,070
平成 30 年度	208,146	0	0	208,146
令和 元年度	98,677	0	0	98,677
令和 2 年度	184,604	0	0	184,604
5年間の平均	105,356	0	0	105,356

上水道	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	22,199	0	0	22,199
平成 29 年度	146,990	0	115	147,105
平成 30 年度	151,041	0	0	151,041
令和 元年度	98,908	0	0	98,908
令和 2 年度	81,244	0	0	81,244
5年間の平均	100,076	0	23	100,099

簡易水道	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	137,691	51,300	0	188,991
平成 29 年度	72,013	0	0	72,013
平成 30 年度	0	0	0	0
令和 元 年度	0	0	0	0
令和 2 年度	0	0	0	0
5 年間の平均	41,941	10,260	0	52,201

下水道	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	165,617	42154	0	207,771
平成 29 年度	134,931	300	0	135,231
平成 30 年度	32,197	7633	0	39,830
令和 元 年度	12,264	3138	0	15,402
令和 2 年度	93,145	0	0	93,145
5 年間の平均	87,631	10,645	0	98,276

合算	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	539,586	93454	9,582	642,622
平成 29 年度	486,541	300	8,064	494,905
平成 30 年度	468,703	7633	5,142	481,478
令和 元 年度	364,114	3138	0	367,252
令和 2 年度	429,925	0	0	429,925
5 年間の平均	457,774	20,905	4,558	483,236

3 その他のインフラ等（漁港・漁業集落排水施設・農道・林道・防火水槽・防災無線・トンネル）

漁港の更新費用推計については、25年ごとに大規模改修を行う設定とし、建設費の6割を改修費用として試算すると、令和3～令和42年度の更新費用総額は68.4億円、1年当たりの整備額は1.7億円となります。

漁業集落排水施設の更新費用推計については、主要な構造物について25年ごとに大規模改修を行う設定とし、建設費の6割を改修費用として試算すると、令和3～令和42年度の更新費用総額は22.8億円、1年当たりの整備額は0.9億円となります。

農道・林道の更新費用推計については、過去10年間の整備費の平均が、今後も整備費として毎年かかると試算すると、令和3～令和42年度の更新費用総額は0.9億円、1年当たりの整備額は0.02億円となります。

防火水槽の更新費用推計については、30年ごとに大規模改修を行う設定とし、建設費の6割を改修費用として試算すると、令和3～令和42年度の更新費用総額は5.9億円、1年当たりの整備額は0.14億円となります。

防災無線の更新費用推計については、令和4年11月までに、スプリアス規格変更に沿った機器の改修もしくは更新が必要となります。現在の防災無線をアナログからデジタル化に更新する場合、最大5.45億円かかり、令和3年～令和4年度に2.9億円を計上しています。

トンネルの更新費用推計については、2つのトンネルを更新対象とし、60年ごとに大規模改修を実施する設定とし、建設費の6割を改修費用として試算しました。なお、更新対象のトンネルのうち大山隧道については、改修が必要になった段階でトンネル上部を開口させ（整備費として0.5億円を計上）、一般道として整備する予定です。

このような設定で、令和3～令和42年度の更新費用総額は5.0億円、1年当たりの整備額は0.1億円となります。

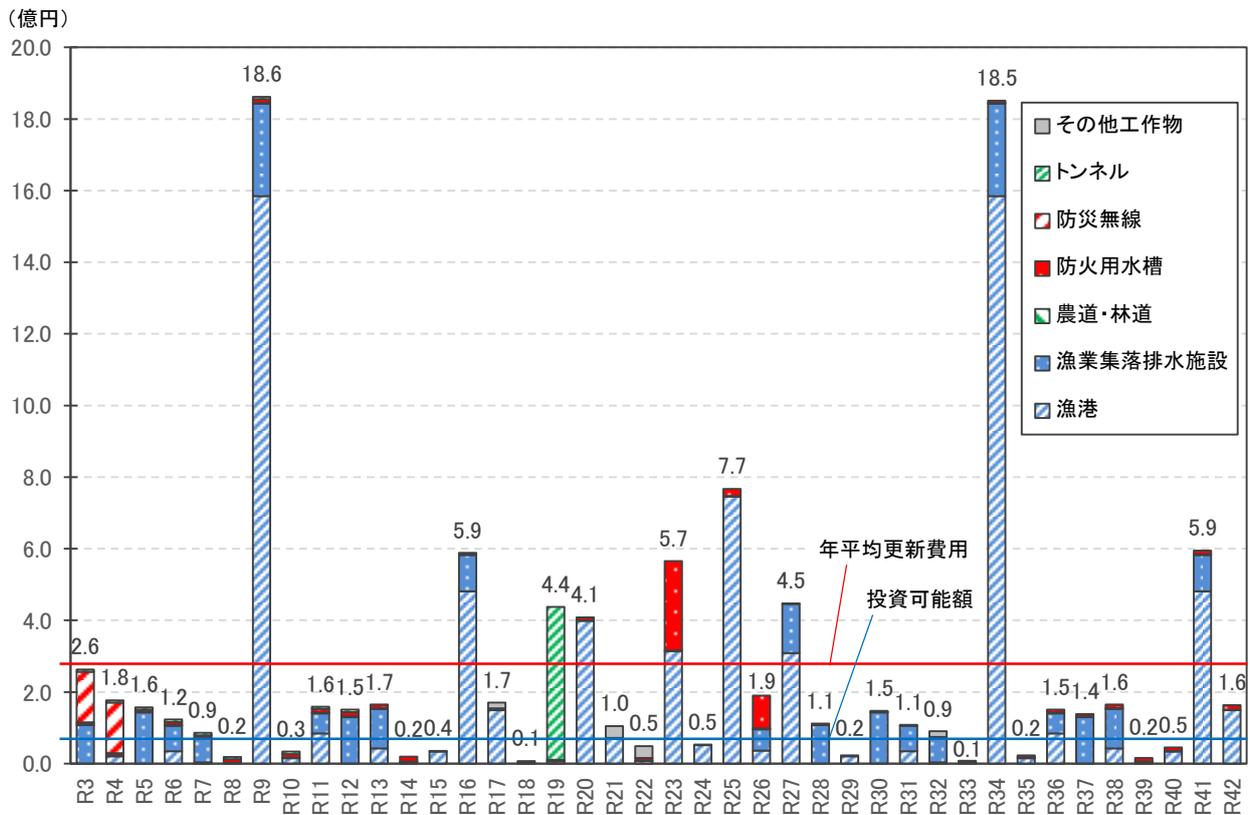
その他の工作物で、比較的更新費用が多くかかりそうなものについては、更新対象とし（グラウンド照明、歩道橋、プール）、それぞれ耐用年数ごとに、取得費の6割を改修費用として試算すると、令和3～令和42年度の更新費用総額は1.0億円、1年当たりの整備額は0.02億円となります。

以上、その他インフラ等を合計した、令和3～令和42年度の更新費用総額は、106.8億円、1年当たり2.7億円の更新費用がかかることとなります。この中で最も更新費用がかかるのが漁港であり、次いで漁業集落排水施設となっています。

これらインフラの過去5年間（平成28年～令和2年度）の整備費をみると、1年平均で0.8億円の整備費となっています。このうち新規整備分が年間0.02億円、既存更新分は年間0.7億円となっています。既存更新分のみで、上記試算結果と比較すると、過去5年間の整備費よりも上記更新費用の試算の方が2.0億円ほど上回っており、財源が不足すると考えられます。また、今後できるかぎり新規整備を行わない設定とし、新規整備分と用地取得分を含めた0.06億円を今後の既存公共施設の更新に使うことができる投資可能額としてとらえるならば、上記の試算結果として算出された1年当たりの更新費用と比較すると、過去5年間の整備費よりも上記更新費用の試算の

ほうが 1.88 億円ほど上回っており、財源が不足すると考えられます。

その他インフラの更新費用の試算



その他のインフラの過去5年間の整備費の推移

(千円)				
漁港	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	0	0	0	0
平成 29 年度	181	0	0	181
平成 30 年度	14,253	0	0	14,253
令和 元 年度	10,538	0	0	10,538
令和 2 年度	13,114	0	0	13,114
5年間の平均	7,617	0	0	7,617

漁集排	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	10,815	0	0	10,815
平成 29 年度	60,463	0	0	60,463
平成 30 年度	20,161	0	0	20,161
令和 元 年度	9,201	0	0	9,201
令和 2 年度	0	0	0	0
5年間の平均	20,128	0	0	20,128

農道	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	0	0	0	0
平成 29 年度	610	0	0	610
平成 30 年度	0	0	0	0
令和 元 年度	527	0	0	527
令和 2 年度	0	0	0	0
5 年間の平均	227	0	0	227

林道	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	0	0	0	0
平成 29 年度	6,433	0	0	6,433
平成 30 年度	0	0	0	0
令和 元 年度	0	0	0	0
令和 2 年度	4,972	0	0	4,972
5 年間の平均	2,281	0	0	2,281

防火水槽	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0
平成 30 年度	0	0	0	0
令和 元 年度	0	0	0	0
令和 2 年度	0	0	0	0
5 年間の平均	0	0	0	0

防災無線	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	6,081	0	0	6,081
平成 29 年度	4,228	0	0	4,228
平成 30 年度	11,556	0	0	11,556
令和 元 年度	15,325	0	0	15,325
令和 2 年度	188,045	0	0	188,045
5 年間の平均	45,047	0	0	45,047

トンネル	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0
平成 30 年度	0	0	0	0
令和 元 年度	0	0	0	0
令和 2 年度	0	0	0	0
5 年間の平均	0	0	0	0

その他	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	0	12,836	0	12,836
平成 29 年度	0	0	0	0
平成 30 年度	2,946	0	0	2,946
令和 元 年度	3,014	0	0	3,014
令和 2 年度	0	495	15,494	15,989
5 年間の平均	1,192	2,666	3,099	6,957

合算	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	16,896	12,836	0	29,732
平成 29 年度	71,915	0	0	71,915
平成 30 年度	48,916	0	0	48,916
令和 元 年度	38,605	0	0	38,605
令和 2 年度	206,131	495	15,494	222,120
5 年間の平均	76,493	2,666	3,099	82,258

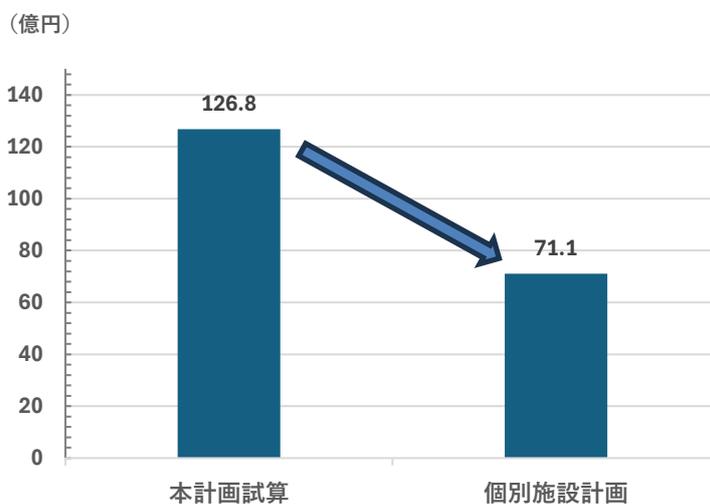
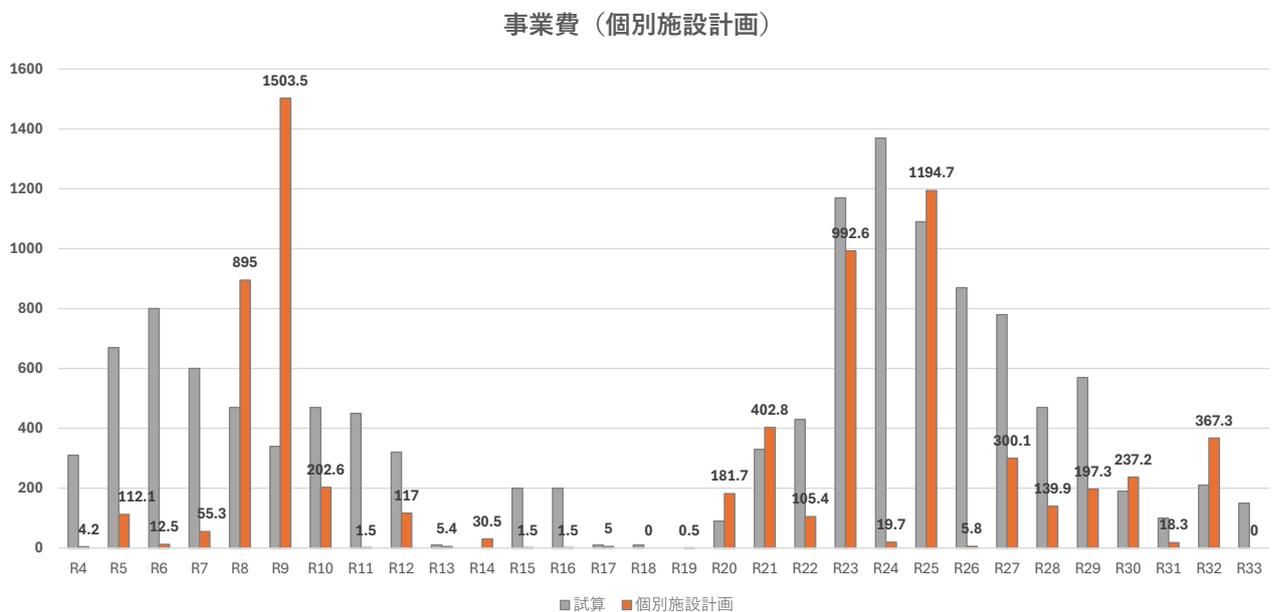
4 施設の長寿命化とコストの縮減および平準化（公共施設）

本町では、南伊豆町公共施設個別施設計画（令和4年度（2022年度）から令和33年度（2051年度）までの30年間を計画期間）を策定し、公共施設の改修・更新にかかる事業費を算出して、これを基に事業費等の平準化を図ることとしています。

公共施設のトータルコストの縮減・平準化を目指すための試算では、30年間における投資額は71.1億円で、1年当たり2.4億円掛かる試算となります。

また、個別施設計画の試算と本計画における公共施設等の更新の試算（p.27）を比較すると、30年間で55.7億円、1年当たり1.85億円のコストの縮減が見込まれ、直近5年間の公共施設に掛かる整備費のうち既存更新分（1.46億）と比較した不足額は0.94億円となります。

公共施設の更新費用の試算（令和4年～33年度）



5 総括

公共施設、主要インフラ、その他のインフラ等を合計した更新費用は、令和3年～42年度の合計で687.6億円、年平均で17.2億円となります。

一方で、これら施設の直近5年間の投資的経費の年平均は9.42億円となっており、この額を今後も投資可能な額の平均とみなすと、年平均更新費用の17.2億円に7.78億円足りない試算結果となります。

特に、主要インフラとその他インフラにおいて、投資可能額と更新費用との差が大きく出ており、今後の整備については、予防保全的補修や、長期的な展望からの選択と集中などの検討が必要となります。

なお、公共施設の長寿命化とコストの縮減および平準化を行った令和4年～33年度の30年間では、主要インフラ、その他のインフラ等を合計した更新費用は451.6億円、年平均更新費用は14.8億円となり2.4億円のコスト削減となりますが、5.38億円足りない試算となります。

公共施設等全体の直近5年間の投資的経費と推計更新費用の比較

	公共施設	主要インフラ	その他インフラ	合計
更新費用(令和3～42年度の推計の合計)	160.6億円	420.2億円	106.8億円	687.6億円
更新費用の年平均	4.0億円	10.5億円	2.7億円	17.2億円
更新費用(令和4～33年度の推計の合計)	71.1億円	307.6億円	72.9億円	451.6億円
更新費用の年平均	2.1億円	10.3億円	2.4億円	14.8億円
投資的経費の年平均 (直近5年間の実績の合計)	3.77億円	4.83億円	0.82億円	9.42億円

公共施設等全体の更新費用の試算(令和3年～42年度)



第3節 基本方針

1 選択と集中による住民の福祉の維持・向上と活力あるまちづくりを推進

公共施設の多くは、不採算・非効率であっても、災害時の避難所としての役割、地域福祉向上の役割、低所得者へのセーフティネット施設としての役割など、維持更新をしていかなければならない公的な性質を持っています。

人口減少や財政状況、効率的な管理運営という観点からは、廃止を検討することが求められる施設も今後出てくる可能性があります。廃止ありきではなく、多目的な活用を模索し、場合によっては既存施設に新たな役割を持たせるなど、公共施設の多面的な役割の発揮を目指していきます。

また、既存施設の廃止や維持、多目的化が、公共施設等の基本方針となりますが、町の将来を見据えた積極的な投資も、選択的に実施していきます。

2 長寿命化により更新費用の縮減を目指す

一般に、鉄筋コンクリート造の建造物の更新時期は50年、木造は30年といわれています。また、旧耐震基準で建設された公共施設の更新も課題となっています。

さらに、道路や上下水道等のインフラ関係についても、一般的には15～20年を経過すると老朽化が進むといわれています。

本町は、令和23年から令和28年にかけて建て替え等により、公共施設の更新費用の大きな山が来る推計となっていますが、長期的には多額の更新費用がかかることは明らかです。また、インフラについても後年になるとより多額の更新費用がかかることになっています。計画的に基金を積み立てることに加えて、一つひとつの建物やインフラの長寿命化を図り、トータルコストを抑制することで、更新費用の縮減を目指します。

3 人口減少・少子高齢化時代に応じた施設整備

南伊豆町人口ビジョンの推計においての本町の人口は、平成27(2015)年を基準とすると、30年後の令和27(2045)年には人口が約30%減少することが見込まれ、6,000人を維持することを目標としています。

一般的に人口が大きく減少する場合には、公共施設の延床面積の減少を目指していくべきと考えられますが人口ビジョンの目標人口では、15歳未満の年少人口は大きく減少せず、生産年齢人口や65歳以上の老年人口が減少する設定となっています。

人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略での取り組みの成果を見極めながらも、子育て環境の充実を図ることは、人口減少を抑制する政策として重要であると考えられることから、既存施設に新たな役割を持たせるなど検討し、時代に応じた施設整備を、積極的に検討・実施するなど施設の利活用については柔軟に対応していきます。

4 防災・減災対策と連携した公共施設等の整備を目指す

大規模な地震などの自然災害が想定される中で、公共施設は、災害時に指定緊急避難場所や指定避難所として設定されており、多くの防災機能が求められています。またインフラが被害にあった場合はその早期復旧が求められ、同時に住民に対する行政機能を継続して実施していく必要があります。

地域防災計画や業務継続計画と整合性を図りながら、公共施設や道路、上下水道等インフラ施設等の被害を最小限に抑えるとともに、甚大な被害があった場合でも、行政業務を継続していく対策を講じ、災害に強いまちづくり及び公共施設等の整備を進めていきます。

5 財源の確保と計画的な更新を目指す

先にみたように、本町においても人口減少を起因とした歳入の減少と歳出の増加が構造的に進んでいくことが予想されています。また、今後の公共施設等の更新費用は、約 20 年後から大きく増加すると想定されており、歳入の増加につながる各種施策に取り組みながら、基金を積み立て、長期的な視点からの計画的な更新を実施していきます。

第4節 維持管理の基本方針

公共施設等の適正な管理に向け、以下の7つの基本方針を掲げます。

1 点検・診断等の適正な実施

施設等の損傷や腐食、経年劣化などによる破損等は、未然の防止または軽微な段階での発見・対応が重要であり、施設管理者による日常点検と、法律等に基づく定期点検による予防保全的な視点での点検を実施していきます。

また、これらの点検・診断により、各施設の現状を適切に把握するとともに、点検・診断結果をシステム管理し、点検・診断履歴の蓄積を図ります。

2 維持管理・運営・修繕の適正な実施

維持管理は、点検・診断等に基づく計画的な修繕を基本とし、未然防止または軽微な段階での対策を行う予防保全型の維持管理に取り組むことによる緊急的な修繕工事等の抑制を図り維持管理費の縮減を推進します。

特定の地域住民に限定した施設等については、地域との合意形成により施設の譲渡や地域住民主体の維持管理体制を進めます。

施設の運営については、PPP¹の導入を積極的に検討し、民間事業者等の資金や経営等技術能力の活用による運営経費等の縮減や質の高いサービスの提供を図ります。

また、施設等の修繕については、施設等の重要度や住民ニーズ、点検・診断結果を踏まえた中長期的な計画を進めます。

3 安全の確保

多くの人々が利用する公共施設等は、安全を最優先とした整備と管理運営に努めます。

特に旧耐震基準の公共施設について、計画的に耐震改修、用途廃止、更新などを進めるとともに、陥没、損傷など、生命・身体に危険を及ぼす可能性があるると判明した公共施設等は、速やかに立入制限、応急修繕などの措置を講じます。

また、今後利用する見込みのない施設については、維持費の抑制や老朽化による施設周辺に危険が生じないようにバリケードの設置等安全対策をした上で、取り壊し等の対策を進めます。

¹ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ。公民が連携して公共サービスの提供を行うことで、PFI、指定管理者制度、公設民営方式等がある。

4 耐震化の推進

本町では、建物について順次耐震診断が実施され、耐震改修が必要な建物については改修工事を進めています。現在予定されている耐震改修工事の工程を確実に実施し、安全な公共施設の管理に努めます。

また、ライフライン等住民生活に直接影響が及ぶインフラ施設においても計画的な実施の検討を進めます。

5 ユニバーサルデザイン化の推進

施設等の改修、更新等を行う際に、高齢者、障害者をはじめ誰もが、安全に安心して円滑で快適に利用できるようユニバーサルデザインの導入を図ります。

6 長寿命化・予防保全型維持管理の推進

損傷が明らかになってから修繕等を行う「事後保全型の維持管理」ではなく、修繕等を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を基本に、健全な状態を維持しながら公共施設等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

その際、企画・基本設計・実施設計並びに運用管理など各段階の概算・逆算額の比較検討など建築物の長期にわたる総合的な経済性についてライフサイクルコスト評価法の活用など各種手法等により調査検討していきます。

また、新たに施設を建設する際には、長期間利用できる仕様について、設計段階から検討します。

7 更新及び統合や廃止の検討

公共施設の更新及び新設については、現状と比較し同等規模以下、必要最小限の規模とし、他の施設との複合化についても検討することにより費用の抑制と全体的な総量の適正化に努めます。

公共施設の統廃合については、施設の更新時に施設の複合化及び民間施設の活用を含め施設総量の管理及び更新費用の抑制等財政負担の軽減を検討します。

なお、施設の廃止等を検討する場合は、行政サービス水準や機能の維持向上に十分留意します。

また、設置目的を終えた利用見込みのない施設については、地域のニーズや社会情勢等を踏まえ、譲渡や取壊し等処分を検討し、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の軽減及び施設総量の適正化に努めます。

施設の利用状況や人口構成の変化に伴う住民ニーズ等を踏まえ、各施設の必要性や配置状況、機能の代替性を見直し、総量の検討を適時行うとともに、広域連携による近隣市町村や民間施設の活用による住民サービスの提供についても検討を進めます。

第5章 施設類型ごとの基本方針

施設・インフラの老朽化の程度や、総人口の将来推計結果などに基づき、今後 30 年間の各施設等の更新等の基本方針を以下のとおり定めます。

第1節 公共施設

1 学校教育施設

現在、中学校の統合を進めており、この計画に伴いプールや屋内運動場等の施設のあり方を検討していきます。また、小学校ほか学校施設のあり方については、人口減少対策の効果を見極めつつ、実際の児童数の状況を踏まえて、検討していくこととします。

また、旧三浜小学校については、都市部との連携事業などにおいて、活用を検討していきます。

給食施設においては、今後の職員数の減少を鑑みて調理業務を外部委託するとともに、現在ある 2 つの調理場を 1 つに統合して、効率の良い給食運営を検討していきます。

2 公営住宅

町営住宅のうち、蝶ヶ野、加納及び中木 B 棟の 3 か所の施設については、維持管理をしながら使用を継続し、入居者の退去後に廃止・解体する予定です。残りの中木 A 棟及び上賀茂の施設については、居住性の向上、バリアフリー化、防犯性能の向上などに取り組みながら、計画的に改修し長寿命化を図ります。

3 社会教育系施設

社会教育系施設のうち、図書館については、同一敷地内に建設される健康福祉センター訪問者の来館も想定されるため、より利便性の高い図書館となるよう検討していきます。

郷土館別館については、昭和 34 年築と古く、旧耐震基準の建物であるため、別館内の物品を精査し、価値のあるものを移設後に解体を検討していきます。

4 スポーツ・レクリエーション系施設

武道館、差田グラウンド管理棟、南上プール、湯の花観光交流館、弓ヶ浜海水浴場管理棟、銀の湯会館及び石廊崎オーシャンパーク等の既存の建物については、計画的に修繕や改修を行い、長寿命化を図りながら、現状維持に努めます。また、みなと湯については貸付により借主負担の維持管理を進めます。

5 子育て支援施設

現在2園ある認定こども園については、加速する少子化、施設老朽化などに伴い、園児の保育環境の充実を図るため、南伊豆認定こども園に統合し1園体制とします。

また、地域子育て支援センターは、年々増加する利用者の受け入れ態勢を強化するべく、南伊豆認定こども園内に新たに地域子育て支援センター棟を整備し、センター利用者のほか子育て支援団体への貸出しや、子育て世帯の就労支援等の取組の場として整備しており、計画的な改修を進め長寿化を図ります。

6 保健・福祉施設

町民の健康増進、福祉の充実を目的とした南伊豆町健康福祉センターは、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

また、今後、老人憩いの家については、原則、用途廃止とし解体を行っていきます。

7 町民文化系施設

石廊崎コミュニティセンター、下小野高齢者センター、伊浜山村活性化センター、一條多目的センター、市之瀬高齢者活動促進センター、加納生活新興センター、上小野農産物集荷所、人間生活改善センター、中木生活改善センター及び西子浦生活改善センターは、地元区による指定管理を実施し、指定管理者による計画的な維持管理、長寿命化を図ります。

8 行政系施設

役場庁舎及び三坂地区防災センターは、予防保全的補修を行いながら、長寿命化に努めます。

また、避難タワー、無線基地局についても現状を維持し、予防保全的補修を行いながら長寿命化に努めます。

9 公園

長者ヶ原山ツツジ公園休憩所、ふるさと公園休憩所は、維持管理を行いながら現状の維持を図ります。また、現在閉鎖中の伊浜展望公園休憩舎については、令和4年度に解体し、土地所有者に返還予定です。

10 処理施設

清掃センターについては、令和9年度まで運用し、その後は解体する計画となっています。今後は、下田市、松崎町、西伊豆町及び本町の1市3町による、広域での処理施設の整備を進めていきます。

クリーンセンター（下水処理場）は、平成27年度に改正された下水道法に基づくストックマネジメント計画による施設の延命を図っていきます。

11 上水道施設（簡易水道含む）

水道施設については、1水道、9簡易水道及び1専用水道が点在し、昭和30～50年代にかけて整備されたものが多く、施設の老朽化が進行しています。同時期に耐用年数に達するため、人口が減少していく中、施設規模の縮小を考慮しながら更新をしていきます。

なお、上水道施設の石井浄水場は平成27年度に耐震診断を行った結果、一部耐震性が確保できていないことが判明したためダウンサイジング等を考慮して耐震化または更新を行っていきます。

12 その他

公衆トイレについては、令和4年度に入間地区公衆便所を建て替え、吉祥地区公衆便所は解体し、その他は現状を維持し、予防保全的補修を行いながら長寿命化に努めます。

また、青野大師湖の休憩所についても、現状を維持していきます。

第2節 道路・橋りょう

道路については、新規整備の予定はなく、既存の道路の維持更新と長寿命化に努めます。また、震災に備えた耐震性のある道路整備にも取り組みます。

橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画」をすでに策定しており、これに基づいた修繕を実施していきます。

第3節 上水道（簡易水道含む）

南伊豆町水道事業は官民連携などによる多様な外部委託を活用し、さらなる維持管理の効率化とコスト削減を検討して長寿命化に努めます。上水道区域は、石井浄水場の耐震化及び老朽化した施設の更新、簡易水道等の区域は耐用年数を超えた老朽化した管路の耐震管へ布設替えを計画的に行っていきます。

第4節 下水道

公共下水道の管渠整備は、平成 28 年度で全体計画の 9 割が完了しています。

下水道管渠の耐用年数は 50 年ですが、突発的な故障による機能停止対策や改築費用の平準化を図ることを目的に、施設のストックマネジメント計画を策定し、施設の長寿命化に努めます。

第5節 その他の工作物

漁港については、平成 23・27 年度（令和 3 年度に小稲のみ一部改訂）に策定された機能保全計画に基づき、修繕・更新を行っていきます。

漁業集落排水施設については、平成 25 年度・令和元年度に策定した機能保全計画に基づき整備効果が最大限に発揮されるよう、施設の機能保全工事を実施します。

防火水槽については、引き続き現状の規模と機能を維持すべく、修繕・更新を行っていきます。

同報無線については、令和元年度に 60MHzQPSK 方式によるデジタル化へ更新することを決定し、令和元年度に設計、2～4 年度の 3 カ年で更新工事を実施しています。

また、差田グラウンド夜間照明及び南上プールについては、維持補修を行い、今後大規模な補修が必要になった時は利用状況等を鑑み、整備を検討する予定です。

トンネルについては、今後も同様に維持管理を行っていきます。

林道については、令和 3 年 3 月に策定した「南伊豆町林道施設長寿命化計画」に基づき、林道内の林道橋の維持管理に努めていくとともに、農道と同じく受益者の要望に応じて、修繕を行っていきます。

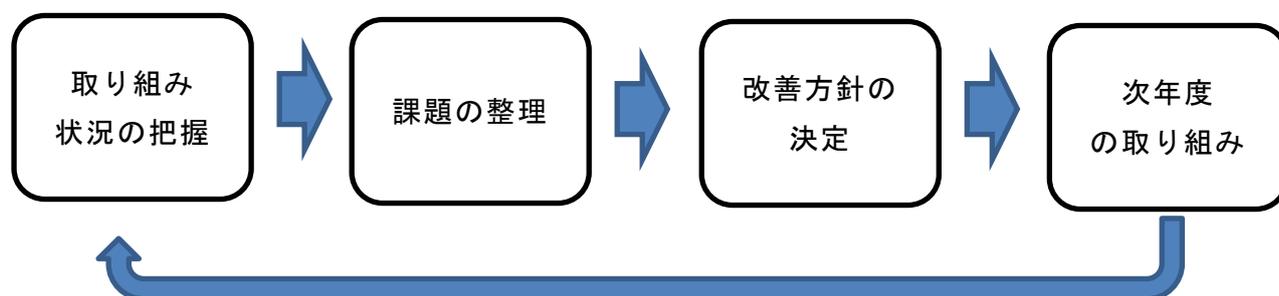
第6章 フォローアップの方針

第1節 計画の進行管理

本計画のフォローアップについては、推進本部及び総務課が中心となり、各施設を所管する所属に取り組み状況を照会し、結果を集約します。

この結果から課題の整理を行い、本計画や個別施策・事業の改善方針を決定し、次年度の取り組みにつなげていきます。

計画の進行管理の流れ



第2節 町民ニーズの把握と町民への情報提供

公共施設等の総合管理は、税等の財源の最適配分に関わる事項であり、町民に正確な情報を伝え、町民ニーズに沿って実行していく必要があります。

このため、町民に対し、広報、ホームページ等で、本計画の推進状況や、各公共施設等の更新の方針等を情報提供していくとともに、アンケート、パブリック・コメントなど、様々な手法により、適宜、町民ニーズの把握に努めます。

○策定及び改訂状況

平成 29 年 3 月 策 定
令和 4 年 3 月 改 訂

南伊豆町公共施設等総合管理計画（改訂版）

発行年月：令和 4 年 3 月

発 行：南伊豆町

編 集：南伊豆町総務課

〒415-0392 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂 315-1

電 話：0558-62-1111(代)

ホームページ：<https://www.town.minamiizu.shizuoka.jp/>